藩庁部局帳簿の行政処理と文書管理

－永青文庫「覚帳」の諸段階と文書形態－

吉　村　豊　雄

はじめに

本論文は、前近代の日本社会・日本行政の到達形態を解明する作業の一環をなすものであるが、直接的には、熊本藩の藩庁（奉行所）民政・地方行政担当部局＝郡方系統の部局帳簿「覚帳」の系統的な分析を通して、以下の２つのことの解明を目的としている。

本論文の第１の目的は、「覚帳」の個別事案の記載形態を系統的に検討し、近世期を通した記載方式と文書処理方式の諸段階を大きく見通し、藩庁部局における稟議制的な行政処理・文書管理の整備過程を解明することにある。具体的には農村社会からの上申文書（願書・伺書など）を起案書として扱い、上申書＝起案書の稟議制的な行政処理によって藩庁の民政・地方行政が展開されるに至る過程とその行政実態を解明することである。

第２の目的は、農村社会からの上申文書の稟議制的な行政処理過程を記録する郡方の「覚帳」が、農村社会に派生する多種・多様な要求・要請・提案と、どのように対応しているのか、換言すれば、農村社会段階で何を解決・実現し、どの部分を藩庁部局に上申していたのか、藩庁部局が民政・地方行政の根幹を、農村社会からの上申文書に置きえた行政段階・行政実態についての特質の一端を解明・提示することである。

「覚帳」について付言しておけば、「覚帳」とは、その一般的な名称に示されているように、郡方以外の他部局でも部局の記録名称として使用されていたと思えるが、維新・廃藩に際しての藩庁文書の県庁移管、旧藩主細川家（永青文庫）への再帰属の過程を通して淘汰され、現在、主に奉行所の郡間・郡方の所管する民政・地方行政関係のものと、小物成方が所管する奉行所諸部局（諸間）運用資金に関するものが系統的に残されている。両者は藩庁による資金運用面で密接な関係にあり、後者は予算の裏付けなき藩庁の部局財源、本会計（藩財政）に対す

る特別会計としても別途検討を要する。

なお、「藩庁」なる概念は実態的にはあいまいな側面もあり、時期的な差異もあるが、ここでは、他藩の仕置家老クラスに相当する奉行（初期の惣奉行）の統轄する奉行所が、主に公儀・他藩関係を所管する家老や藩主の側周り（内局）と制度的に分離され、16の部局制をとり、いくつかの部局の長を分担する奉行（奉行分職制）と部局との関係が系統化され、中央政庁として確立する宝暦改革以降の状態を念頭においている。本論文が主に扱う民政・地方行政との関係でいえば、奉行分職制のもとでの郡方でも、「郡頭」に率いられた「郡間」は郡代との間で独自の行政領域を確保するが、寛政９（1797）年２月に郡間（及びその長としての郡頭）が廃止されると、奉行と郡代が直結されるようになり、稟議制に基づけく郡方の部局行政に大きな転機をもたらす。

一　藩庁部局帳簿の諸段階と行政処理

まず本章では、藩制初期から明治初年にいたる郡方系統の「覚帳」の記載形態の諸段階を明らかにし、結論を先取りしていえば、宝暦の藩政改革期をさかいに「覚帳」の記載形態が大きく変化し、地域社会・農村社会の上申文書とその行政処理過程を記録する、「覚帳」における稟議制的な行政処理の成熟化の過程を究明する。そこで「覚帳」の記載方式の段階的差異をより明示的に比較検討するため、同一内容に関する事案を検討の対象とする。

対象とする事案は、近世期を通して農村社会から不断に願い出られる「包米」、包米通りの年貢納入に関するものである。「包米」とは、天候条件の長期悪化（旱魃・長雨）などによる米質の悪化、収量の減少に際して農村社会が米を紙包みにして差し出すことであり、包米通りの米での年貢納入を願い出たものである。以下、「覚帳」に収載された宇土郡の包米による年貢納入申請に関する３点の史料を提示し、近世期を通して、藩庁（奉行所）の行政処理・文書処理が稟議制を志向する過程を明らかにする。［史料１］は「覚帳」の享保10年10月朔日条、［史料２］は寛政６年10月条、［史料３］は文化３年９月条である。

［史料１］

巳十月朔日

一宇土郡両手永御蔵納・御給知共ニ田方日痛・穂枯・虫入にて不宜、御蔵前通り不申由にて、両御惣庄屋共御断之書付并上中弐包、尤包米差出候由にて、御郡奉行衆ゟ根取役迄被差越ニ付、御郡方衆へ相達候処、上と書付有之候ハ包米之通にて御蔵入仕候様ニ可申遣候、中と有之ハ今少手を入、包米を差出候様ニ可致沙汰由ニ付、上之包米弐ツハ藤本平介江相渡、河尻御蔵　被致沙汰候様ニと申談候、中包ニツハ御郡奉行衆へ差出、今少手を入包米被差出候様ニと申遣候事、

まず［史料１］は、「覚帳」享保10年10月朔日条である。次の条文が同11月10日条と間に10日間あいているように、「覚帳」は毎日の執務記録ではなく、奉行所での合議で決議した事案について記録する方式をとっている。

さて、［史料１］によると、宇土郡松山・郡浦両手永の惣庄屋は享保10（1725）年の田方日損による穂枯、虫入で米の品質が悪いため、米質の現状を示し、現状の米質のままでの年貢の蔵入りを認めてもらうべく、「両御惣庄屋御断之書付」と米を紙包みした「包米」（上・中の２包）を郡奉行に差し出し、郡奉行から奉行所の郡方根取に、根取（郡方の次席役人）から郡方衆に提出されたものである。

郡方衆は、「上と書付」けられている包米については、勘定所根取藤本平介に回して、そのまま川尻御蔵への蔵入りを命じ、「中と書付」けられている包米は郡奉行に返し、今少し手を入れて再度の差し出すように命じた。［史料１］にみる「覚帳」は、郡方衆に上がってきた事案の行政処理が終わったところで、審議結果を簡単に記録している。

［史料２］

乍恐奉願覚

松山手永

一包米　下松山村

但、高良・御領・柏原・小曽部・伊無田・松山、此六ヶ村、右下松山准、

同手永

一同　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　境目村

但、古保里・立岡・三日・佐野・上古閑・曽畑、此六ヶ村、右境目村ニ准、尤三日より曽畑迄四ヶ村者太唐所ニ而、餅米之外真米御蔵払者少ク御座候、

右者松山手永当秋格別凶作之様子者追々御達申上、諸役人衆御見分茂被仰付置候通ニ而、不怪御損米ニも相成奉恐入候、惣躰最初虫入、夫ゟ夏中一向口留も不仕、大旱魃ニ而出穂仕得不申、皆無之畝方も多間々ニ少々毛付御座候分も、弓を強出穂仕、穂首抜出不申、出揃候上、長雨ニ而北東風ニ而穂枯茂強、且早田・大唐御徳懸相済候上、長雨ニ而各徳掛相済候分者勿論、中田茂萌出候畝方多収納候処、見かけよりも不取実・板秕勝ニ付、米ニ而摺、欠立・打砕多、別而米之ぎん付不宜候ニ付、村々ゟ者最初ゟ包米差上申度段願出申候得共、重畳御難題之程奉恐入、随分手入仕、御蔵入仕候様申付、精々入念勝り立せ申得共、俵拵仕候而も打砕申程之日焼米ニ付、此間川尻御蔵払仕候処ニ、何れ之村茂刎俵多極々奉恐入候、元来上納米余斗及不足可申与相見へ候上、有米分之御蔵払右之通之難渋ニて、村々共ニ不怪及迷惑、十方ニ暮居申候、依之至而恐多願ニ奉存候得共、右ニ書上申候通村分ケ仕、包米弐通り差上申候土地出来米之儀御座候間、何とぞ当年者包米之通ニ而御蔵入被仰付被下候様奉願候、此段御慈悲之筋を以、宜被成御達可被下候、為其乍恐覚書を以申上候、以上、

寛政六年十月　　　　　　　　　　　　　　　　内田良平

杉谷伊兵衛殿

御郡間

（後筆）

「此儀、津端御蔵納ハ御登米御手当之事ニ付、此節包米通ニ而納方ハ難相成候条、精々入念拵立相納候様、左候而も能米及不足候ハヽ能米才覚を以相納候様可有御達候、以上、

御勘定方

十一月四日　　　　　　　　　　　　　　　　御奉行中

御郡頭衆中

右を受、即日及達候事、　」

次に［史料２］は、松山手永惣庄屋内田良平が寛政６年10月、管内６か村と４か村の包米を差し出し、郡代杉谷伊兵衛を通じて奉行所（郡間）に包米通りの年貢蔵入れを願い出た「乍恐奉願覚」と題する上申書に、郡間による審議結果を記録したものである。

［史料１］と較べると、「覚帳」の記載形態には歴然たる違いが認められる。［史料１］の段階においても、実際には宇土郡松山・郡浦両手永の惣庄屋から郡奉行に対し包米とともに、「御断之書付」が提出され、奉行所の審議となり、「覚帳」にも惣庄屋の願筋と奉行所の審議結果が記録されているが、「史料２」の段階になると、「御断之書付」そのものが「覚帳」に記録され、これに審議結果が書き加えられる方式をとっている。

すなわち、［史料２］にみる「覚帳」の史料的特色は次の諸点である。①（惣庄屋からの）上申文書が「覚帳」に記録されている。②上申文書は惣庄屋から郡代（郡奉行）、ついで奉行所の郡間に宛てられ、奉行所での審議・決議への付託が意図されている。③奉行所の帳簿「覚帳」に上申文書を示し、上申事案に対する奉行所の長＝奉行の審議結果が書き加えられている。④審議結果は奉行所の担当奉行から郡間に示達され、即日、郡間から郡代に通達されている。このように、［資料２］の段階になると、農村社会からの上申文書の内容、上申事案の決議・執行に至る行政処理の過程が「覚帳」において記録される方式をとっている。

ところで、注目したいのは、［史料２］全体が同筆であることであり、「此儀」以下が後筆であることである。「此儀」に始まる担当奉行による審議結果の示達、郡間から郡代への審議結果の通達部分は墨色の違い、上申文書の年月日と宛所との間への書き込み状態からしても、郡間役人によって後から書き加えられたものである。郡間は「覚帳」にまず上申文書の文面を記録し、ついで奉行中の合議に回し、奉行から示達された決議、決議の通達を記録しているが、実際には奉行の決議内容も郡間によって準備されているのが通例である。つまり上申事案の実質的な行政処理は奉行を支える部局（郡間）でなされ、部局の長＝奉行の決議を得て執行する行政手順が確立している。［史料１］から［史料２］への行政画期は宝暦の藩政改革期に進行し、ほぼ明和期には［史料２］にみるように、「覚帳」

は上申事案の行政処理過程の記録を中心にした帳簿形態へと推移する。

ただ、［史料２］の行政手順をみると、惣庄屋内田良平→郡代杉谷伊兵衛→郡間の手順で郡間に上申される決議内容は、（勘定方担当の）奉行から郡代ではなく、郡間の長＝郡頭衆中に渡され、郡頭から郡代に通達されているように、郡頭を長とする郡間が独自の段階を画し、部局稟議制も郡頭・郡間段階でワンクッション置く手順がとられている。

さて、［史料２］の段階においても、上申文書に対する奉行所の回答＝奉行の決議は上申文書に「付紙」で示され、郡代に送り返されていたものとみられるが、［史料３］の段階になると、上申文書の原物そのものが「覚帳」に綴じ込まれるようになり、こうした「覚帳」の記載形式が明治初年、廃藩の時点まで継続されることになる。

［史料３］

「十三」(朱書)

覚

郡浦手永

一包米壱袋　　網田村

同

一同　壱袋　　下網田村

右者、郡浦手永村々当秋作之儀最初之見込者毛上宜敷相見居候処、何れ之村々茂次第ニ穂枯強ク相成、村数御損引奉願、毛上相応御徳掛被仰付、御請申上御年貢米せり立、御蔵払仕せ居申候処、右ニ申上候通無類之穂枯故歟、米見付悪ク刎俵多ク、払上難渋仕候段、村々ゟ包米を以歎出候得共、精々手入仕、払上候様申付置、会所役人茂手を分、村毎ニ入込、専セリ立居申候、然処両網田村　此間弐百俵余積廻、河尻御蔵入仕、払懸り申候処、外村々ゟハ格別はしり米請一向請取方無御座、当惑至極恐入候、依之右両村迄此節村方願書ニ包米相添指上申候間、何卒御別段之筋を以包米通りニ而御受取方被仰付被下候様ニ於私奉願候、左候而何卒乍此上御急埒之程宜敷被成御達可被下候、為其乍恐添書を以申上候、以上、

文政二年十月

郡浦典太

西浦九兵衛殿

右之通包米相添願出申候間、見しらへ申候処、腹白外、死米・屑米等茂相見手入申候付、此分者屹ト取除候様精々手入いたし候様申達置申候、尤両網田村之儀ハ手永第一米症茂悪敷所柄ニ御座候得共、当年之儀一統穂枯強、米症悪敷腹白等多、例年之見合と相違仕候間、假令手入宜御座候而茂御蔵方請取難相成由ニ而、難渋之様子ニ相聞申候間、此上手入レいたし、死米・屑米等取除候ハヽ米症者当年柄之儀ニ付別段を以って受取ニ相成候様被及御達可被下候、則包米相添御達仕候間、重畳可然様被成御参談可被下候、以上、

十月　西浦九兵衛

御郡方

御奉行衆中

奉願覚

私共抱両網田村当秋御年貢米之儀、田方無類之穂枯ニ而米症悪敷、はしり米・腹白米多ク御座候ニ付、男女昼夜打懸撰立せ、此間河尻御蔵入仕候処、一向通り俵ニ相成不申、余斗之俵数御蔵内ニ囲方被仰付、昼夜番人付置申候、然処根元穂枯故歟、統而之はしり米ニ而撰立等及手不申、当惑至極ニ奉存候、則包米壱袋完相添御達申上候間、何卒御別段之筋を以包米通ニ而払上ニ相成候様、被為成御達可被下候、前段申上候通、当秋無類之穂枯ニ付而者御損引を茂奉願候程之儀ニ御座候得ハ、米摺ニ至折レ砕・屑米多ク、案外之不取実ニ有之、上納米丈ケ茂及不足申儀ニ御座候ニ付、外ニふり替上納可仕余米迚茂無御座、当惑至極奉恐入居申候、何卒御憐愍之筋を以包米通ニ而払上被仰付被下候様重畳奉願候、為其乍恐連名覚書を以奉願候、以上、

文政二年十月　下網田村庄屋代

源八㊞

網田村庄屋

河野慶蔵㊞

郡浦典太殿

御年貢米之儀者、精々致手入上納仕候儀勿論之儀ニ御座候処、本紙包米一覧仕候処、一躰手入至而粗ニ有之、尤腹白米ハ出来米之事ニ付、年柄ニ㐂候而者被指免儀茂有之候得共、右之外余斗之死米・打砕茂有之、御郡代添書ニ茂相見候通、此儘ニ而者上納難被仰付御座候間、御郡代達之通、於此上精々致手入相納候様、左候而何分ニも払方及難渋候ハヽ其節包米差出候様被成御達、其上ニ而右之儀ハ可被及御　議与奉存候事、　御勘定頭

郡浦手永網田・下網田両村田方無類之穂枯ニ而米性悪、御蔵払及難渋候ニ付、包米通上納願書被相達置候、猶此上精々致手入相納候様可有御達候、以上、

御郡方

十月廿六日　御奉行中

西浦九兵衛殿

［史料3］は基本的に2点の文書からなっており、「十三」という朱書の整理番号が付されている。2点の文書のうち前半は、郡浦手永惣庄屋郡浦典太が管内の網田村・下網田村の包米を示し、包米通りの年貢蔵入れを郡代に上申したものであり、宛所となっている郡代は同様の趣旨を添書して郡方の奉行に提出している。本文書は、惣庄屋の名前の下に印判が捺されているように上申書の原物である。郡浦典太は上申書の中で「村方願書ニ包米相添、指上申候」と書き、自らの上申書だけでなく、惣庄屋宛に差し出された「村方願書」を添えて郡代に提出している。この「村方願書」こそ後者の文書である。

「村方願書」は、本来、網田村庄屋・下網田村庄屋が連名で惣庄屋郡浦典太に提出した願書である。両庄屋の名前の下にも印判が捺されているように、この願書も原物である。庄屋は、「田方無類之穂枯」で米質が悪く、選別に心がけて蔵入れしたけれども刎俵となり、蔵入れする俵の追加を余儀なくされ当惑しているとして、包米を提出し、包米の米質による蔵入れを願い出ている。

本文書の特色は、第一に、村方、村方庄屋から惣庄屋に宛てた上申書の原物が「覚帳」にそのまま綴じ込まれていることであり、第二に、直接の宛所となっている惣庄屋のあとに、年貢蔵入れの責任者たる勘定頭の部局審議結果、審議結果を受けた郡方担当奉行の郡代宛の通達が書き継がれていることである。「村方願

書」は、本文書を受けた惣庄屋の郡代、郡方の奉行に宛てた上申書とあいまって、藩庁部局の稟議制にもとづく行政処理の起案書として機能していることである。庄屋による「村方願書」には、「御達申上候」「被為成御達被下候」とあるが、それは宛所の惣庄屋に宛てたというよりも、対をなす惣庄屋文書の郡代を介した宛所たる藩庁の奉行に宛てたものであるとみることができる。いまや村方の庄屋は藩庁の担当奉行による行政処理を意識して上申書を作成しており、また藩庁部局も「村方願書」を部内の行政処理の起案書として位置づけ、必要な文書処理を書き継いでいる。

［史料３］をみると、前半の惣庄屋上申書は料紙３枚からなり、３枚目の最後まで使いきっている。寛政末年以降、藩庁郡方が、手永・村方などからの上申書の原物を部局稟議の起案書と位置づけた行政処理を展開すると、上申書は藩庁部局による審議・決議部分の書継ぎができるように最後の料紙の左半分を空白にするか、大きく開けた形で提出するのが通例である。庄屋の「村方願書」は料紙２枚からなるが、２枚目左側には「郡浦典太殿」とだけ記されている。郡方は郡代から提出された二点の文書をもとに審議し、庄屋からの上申書に審議結果を書き継ぐ形で本事案の行政処理を終えたのである。寛政末年以降の「覚帳」は、［史料３］にみる手永・村方の上申書の行政処理を主内容とするようになる。手永・村方から出された上申書を起案書として扱い、藩庁部局による稟議処理を通して民政・地方行政が運営される行政段階になっている。

そして［史料２］の段階とは違い、奉行からの決議通達は直接郡代に宛てられている。寛政９年２月、郡間及びその長としての郡頭は廃止されており、部局の決定が直接郡代に宛てられる方式がとられている。その結果、郡代と惣庄屋の連携のもとで農村社会の上申文書が、より容易に郡代を通して郡方に持ち込まれ、上申文書の原物をもとに部局の行政処理が進む段階となる。寛政末年以降、19世紀段階の「覚帳」は、こうした上申事案の稟議制的行政処理帳簿として機能する。

二　藩庁部局の年次的文書管理

前章にみた［史料2］から［史料3］への移行、つまり藩庁郡方の部局帳簿「覚帳」において、上申書の原物そのものが「覚帳」に収載され、これに部局の審議・決議を書き継ぎ、一括して「覚帳」に綴じ込む方式が取られ始める寛政末年には、「覚帳」の帳簿編成そのものにも画期を認めうる。すなわち、「覚帳」が大きく2つの形態に分化し、部局の文書管理のうえでも画期をなしている。第一には、「覚帳」が郡別編成をとり、領内各郡を2つに分け、「文化元年　覚帳　壱番」「文化元年　覚帳　弐番」というように、各年度2分冊化した形態をとっている。この形態では、個別事案が郡別に概ね月日順に綴り込まれ、事案の審議・決議がスムーズに進まず、関係文書が集積したり、部局の審議・決議が複数年に及んだ場合、決議に至った年次の「覚帳」に関係文書を一括して収載した、一件文書として存在している。これらの収載文書には帳簿ごとに、袋綴じされた料紙の中折れ部右側に通し番号が付され、また郡ごとに朱書で通しの整理番号が付されており、「覚帳」に綴り込む収載文書の選別と「覚帳目録」「覚帳頭書」による事案検索に配慮した、文書管理上の整備が志向されている。

第二の形態は、「文化　覚帳」「嘉永　覚帳」と表記されているように、年次を特定していない帳簿である。これには新地、普請・作事、櫨方、鉄山など継続性の高い大型事業や事案の系統的集積が望まれる特定事案について一冊に帳簿化されている。新地などは数冊に及ぶ。郡方は寛政末年以降、農村社会の行政ニーズが増大し、19世紀に入って上申される事案が増大するなかで、審議・決議の終了した事案文書を一程度選別しつつ、収載事案には通し番号を付して年次別・郡別の「覚帳」か、特定事案を集成した「覚帳」かに分けて綴じ込み、目録・頭書を具備して文書管理している。

本章では、まず年次別・郡別編成をとる「覚帳」について検討する。その際に郡方がどのレベルの文書を「覚帳」に残しているのか、という点について明らかにしておくために、寛政末年に成立するもう一つの部局帳簿、領民の評価・褒賞に当たる選挙方の部局帳簿「町在」との対応のもとで検討したい。「町在」とは、民政・地方行政の担当部局である郡方、あるいは町方から申請された領民の人事・評価・褒賞事案を審議・決議した帳簿群であるが、内容的には、①惣庄屋の功績

評価と人事、②手永の会所役人の勤務評価と褒賞、③村役人の勤務評価と褒賞、④在・町住民からの寸志の評価と褒賞、⑤在・町住民の社会活動・救済活動の評価と褒賞、の五つに大別される。ここでは①の点、中後期民政・地方行政の中核となる惣庄屋の評価・褒賞と「覚帳」の文書編成との関係、具体的には、惣庄屋の勤務評価、行政評価の中心をなす公共的な水利・土木事業と「覚帳」の収載文書との対応関係である。

さて、文政３年（1820）５月、下益城郡代不破敬次郎は、中山手永惣庄屋内田太右衛門の砥用手永への転出に際して褒賞申請を行なっている。郡代の褒賞申請の中心となったのは水利・土木事業という数値尺度であり、内田太右衛門が郡代不破敬次郎に提出した「文政三年五月　下益城中山手永去ル申年以来事業帳」は、自身の事業を書上げた褒賞申請の根拠資料である。「事業帳」には水利・土木事業とこれに関係する付帯事業が詳細に示され、末尾に事業種ごとの集計が示されている。表１は内田太右衛門の事業一覧を示したものである。

この表１にみるように、惣庄屋内田太右衛門が関わった厖大な事業数量も村レベルの個別的事業の集積である。惣庄屋の任務はこうした地域社会・村社会の個別ニーズを掘り起こし、事業を具体化・実現化することにあった。表１によってこの時期の水利・土木事業を分類すると、堤（溜池）、石磧、石刎、井手（新井手・古井手浚方）、井樋などの水利施設の造成・改修、土橋・石橋・道路の造成、荒地開明などに大別される。こうした事業が「覚帳」に反映されるのは、堤・井手筋の造成に既存の田畑を使用したり（費地）、開明で田畑が造成されるなど田畑・石高に変更が生じた場合、藩役所から資金の融資を受ける場合などである。逆にいえば、内田太右衛門が関係した水利・土木事業は藩庁部局帳簿「覚帳」にまで達することなく、郡代・惣庄屋以下の段階において営々と計画され、推進・実現されていたことになる。

そこで内田太右衛門の「事業帳」のうち「覚帳」に記録された事例を示し、担当部局の文書管理の志向性とその実体について検討しておきたい。一例として、「事業帳」に記載されている数多くの開明地のうち、文化11年に開き明けされた田地３反８畝24歩、翌12年開明けの田地６反15歩（５反８畝12歩と２畝３歩）を対象に選び、「覚帳」において、どのように文書管理されているか追跡確認したい。まず、「事業帳」の当該個所を示す。

文化十二年開明
一同五反八畝拾弐歩
　徳米壱石七斗五升弐合
同年開明
一田弐畝三歩
　徳米八升四合
合六反拾五歩
　徳米壱石八斗三升六合
文化十一年開明
一田三反八畝弐拾四歩
　徳米壱石七斗四升六合
　　但、空地古堤開明、新畝物ニ被仰付、御救恤御備被仰付置候分、

この開明地は佐俣村の井手造成に関わるものである。佐俣井手は天和３（1683）年に開削された稀有な初期の長距離井手筋であるが、文化・文政期の事業ラッシュのなかで井手筋の浚渫・改修がなされ、旧井手筋や付近の空地に水田が造成されている。

［史料４］

奉願覚

「廾四」(朱書)

中山手永佐俣村

古堤床空地開新出

一田畝数三反八畝弐拾四歩		一毛畝物
一同　六反拾五歩		上畝物御試分
五反八畝拾弐歩	本地床	
弐畝三歩	野開床	

右者中山手永鰥寡孤独御救御備至而御手薄、兼而被為在御心配茂、被為仰付置候趣茂御座候ニ付、佐俣村用水之御仕法御付被下候得者、出高畑作分田戻

り、并上畝且古堤埋方開明・新出畝物等茂出来仕候見込ニ而、新堤堀方・古堤埋方、并用水磧所坂貫村井手筋浚方、塘笠石垣等御普請奉願、見込之通田作出来仕候ハヽ古堤開明畝物并上畝物徳米之儀者鰥寡孤独御救之御備に拝領被仰付置被下様奉願候処、右御普請御入目銭之儀者村々御山藪御仕立替雑木代銭上納銭三貫三百目余之内より壱貫百四拾目余御別段を以御振替被渡下、追而空地開等出来分之上納を以拝借返納仕、右相済候後ニ至鰥寡孤独御救御備ニ可被渡下旨被及御達候趣奉得其意候、右御普請茂出来仕候ニ付、右堤埋方開明分并上畝物、当年為御試開明分共ニ私共立会相改申候、畝数ロニ書上候通ニ御座候、尤出高畑作分并上畝之儀者用水之模様ニ応当冬・来春ニ懸開方仕、開明候分者其時々御達可申上候間、宜被仰付可被下候、然処中山手永之儀前文申上候通、鰥寡孤独御救恤之御備御手薄、追々ニ被仰付候趣を以種々心配仕候得共、格別御備相増候仕法茂付兼、少シ成共御備増候得者鰥寡孤独并至貧共御救ニ相成、　御仁恵之御趣意を貫難有仕合ニ奉存候、依之恐多難願御達之趣茂御座候得共、御別段を以当年ゟ右徳米三ヶ一者御郡方上納ニ被仰付、三ヶ二者鰥寡孤独御救恤御備ニ被仰付置被下候様、且右御普請御入目銭拝借返納之儀者外ニ見込之筋茂御座候ニ付、追而仕法を付奉願候間、何卒右願之通御免被仰付被下候様奉願候、右新堤堀方・古堤埋方開明、用水磧所井手筋浚方等ニ付而者村々余斗ニ出夫茂仕候事ニ付、右願之通被仰付被下候得者、手永一統御救之御趣意ニ競可申、右様御普請之節村方誘之一助ニ茂相成候ニ付、旁御別段を以右願候通被為仰付可被下候、尤当年徳米極之儀者別紙書付を以奉伺候間、重畳可然様被為成御参談被下候様奉願候、為其連名之覚書を以申上候、以上、

文化十一年九月　　　　　　　　　　　　　　芥川萬兵衛㊞

内田太右衛門㊞

右之通願出候付、見分茂仕、相違無之、右ニ付而ハ村方手入茂多、彼是当秋ハ御寛宥ニ被仰付被下候ハヽ弥以競、田作相増可申候ニ付、可然様被成御参談被下度、於私奉願候、以上、

不破敬次郎殿

御郡方

御奉行中

［史料５］

奉伺覚

一田畝数三反八畝弐拾四歩

徳米「五斗八升弐合」(貼紙)

反壱斗「五升宛」(貼紙)

但、佐俣村上空地・古堤床新畝物、当年本行之反当を以畝物上納被仰付被下候様奉願候、尤右毛上儀者此間御見分被為成下候通ニ而、坪々幸不幸有之、撫合不申候ニ付、無甲乙下見相極、人別上納之儀者右一紙米辻を坪々見立、籾高ニ割付上納仕せ申度奉伺候、左候得者人別ニ至少茂甲乙無御座候間、可然様被為仰付被下候様奉願候、

一田畝数六反拾五歩　　本地并諸開新上畝物御試

但、本行上畝物、今年御試分之儀者此間御見分被成候通之不毛上ニ而、床上納茂不足候者共多御座候ニ付、今年之儀者都而上畝無徳ニ被仰付置被下候様奉伺候、

右者中山手永佐俣村上空地・古堤跡床新畝物并新上畝物御試分、当秋毛上之儀者此間御見分被仰付候通ニ御座候、然処右堤床之儀、当春開明田作ニ相成候迄ニ者余斗之手入「肥仕、田根附時候」(貼紙)後レ今年迄者存分之手入・肥等茂届兼、不作仕候ニ付、右之反当を以畝物上納御極被仰付被下候様奉伺候、右之通ニ被仰付被下候ハヽいつれ茂難有御受仕、得競を来年ニ至候而者手入・肥等茂格別出精仕候ハヽ能地ニ相成、格別之災害無御座候ハヽ毛上茂宜敷出来可仕見込ニ御座候間、来秋ニ至り毛上相応定米畝物ニ御極被仰付被下候様奉願候、且又本畑并野開床上畝御試分之儀茂開明ニ付而余斗之手入仕、最早時候後ニ茂相成申候ニ付、是以存分之手入・肥等茂届兼、荒土ニ根付仕候ニ付水之保方悪敷、其上当夏非常之旱魃ニ付而者用水茂存分届兼、旁以至而不毛上ニ而、御見分被成下候通ニ御座候ニ付、坪々下見仕、見積申候処、内実相違之儀茂無御座、今年之儀者都而上畝無徳ニ被仰付被　下候様奉願候、村方畑土反四斗余ニ相当居申候所柄ニ御座候得者、今年之儀者一向作徳を得不申、床上納之内茂相弁候程之儀、競を失候様ニ

御座候而者、来春開明之仕法茂付兼可申、旁右之通被仰付被下候様奉願候、左候ハヽ是以来年ニ至候而者手入・肥等茂存分仕届申候ハヽ相応之毛上出来可仕候間、来秋ニ至り毛上相応之御極被仰付被下候様奉願候、右両条共ニ追々手入等之様子者御見分被成下候通之儀ニ御座候間、今年迄之儀者ロニ但書を以申上候通、宜敷被為成御参談被下候様於私奉願候、左候得者向々之誘ニ茂相成申候ニ付、幾重ニ茂可然様奉願候、為其乍恐覚書を以奉伺候、以上、

文化十一年九月　　芥川萬兵衛 ㊞

内田太右衛門㊞

（貼紙）

「澤

島

御勝手限

宮本\

○大河原

松村

御目附」

不破敬次郎殿

本行古堤開明上畝物等之儀、去閏十一月願之通被仰付置候ニ付、畝数相改、徳米極方之儀書面之通御座候間、願之通一毛畝物者反ニ壱斗五升完ニシテ徳米三ヶ一御郡方格別納、三ヶ二者鰥寡孤独御救備ニ被仰付哉、上畝物之儀者不毛上ニ而、床上納も及不足候様ニ有之由ニ付、当秋之儀者是又如願上徳米者上納御免可被仰付哉、

御郡方

中山手永佐俣村古堤床・空地開一毛畝物并本地野開床上畝物畝数相改、当秋徳米極方之儀ニ付願書ニ相達置候、一毛畝物分者願之通反ニ壱斗五升完ニシテ、徳米三ヶ一御郡方格別納、三ヶ二者鰥寡孤独御救備ニ被仰付候、上畝物分ハ不毛之由ニ付、是又如願当秋ハ上徳米上納被成御免候条、可有其御達候、以上、

十月七日　　御郡方

御奉行中

不破敬次郎殿

［史料４］［史料５］は、「文化十一年　覚帳　壱番」の下益城郡の部分に続けて綴じ込まれ、［史料４］に冒頭に朱書で「廾四」の通しの整理番号が付されている。つまり、惣庄屋内田太右衛門、惣庄屋の補佐役、手代芥川萬兵衛は、文化11年９月に、ほぼ同内容の上申書２通を作成し郡代に提出したことになる。［史料４］と［史料５］を内容比較すると、［史料４］は両開明地の徳米（年貢負担）額に記述を欠いており、一見したところ、郡代か郡方が年貢負担について記述した上申書の追加提出を求め、２つ上申書が揃ったところで郡方での受理、部局審議の開始となったような印象を受ける。

しかし実際には、そうした手順はとられていまい。両史料を細かく見ると、［史料４］と［史料５］は「奉願覚」と「奉伺覚」と表題も違うし、上申内容も違う。［史料４］は、郡代から融資してもらった用水普請費用の返済を当面の目的としていた開明け地について、返済手段は別に開拓するので、開明け地の年貢を、「三ヶ一者御郡方上納」（年貢納入）、「三ヶ二者鰥寡孤独御救御備」（手永会所備蓄）にしてはもらえないかと願い出たものである。その上で［史料５］は、具体的に年貢額の設定について伺い出たものである。冒頭の徳米額の「五斗八升弐合」の個所、次の反当たり徳米額の「五升宛」の個所には貼紙で修正がなされており、郡代側と郡方との間で当該開明地の年貢額の設定についてすり合わせがなされている。そして郡方が受理しうる徳米額が設定され、［史料４］と［史料５］相俟った郡方への申請となったものと推測される。

［史料４］は袋綴された料紙４枚で作成されている。「覚帳」の上申書は、最後の料紙の左半分を空白にし、郡方の審議・決議部分が書き継がれるような書式をとっているが、［史料４］は最後の料紙も末尾部分まで使っており、部局の書き継ぎができない形式をとっている。つまり、文書の形式に見る限り、［史料４］は郡方による審議書き継ぎを前提にしていない、［史料４］単独による郡方への上申を想定していない文書形式といえる。［史料４］と［史料５］は対をなす文書であり、２つの文書は同時的に作成され、［史料４］［史料５］ともに郡方の事前了承を受ける形で、一括して郡代から郡方に正式に提出されたものと推測される。

［史料５］は料紙の最後の４枚目右半分に差出の両名の名前までが書かれ、上申に際して左半分には宛所の「不破敬次郎殿」だけが中央寄りに書かれている。

そこで本事案を受理した郡方は、料紙４枚目の左半分の宛所右側に奉行中の決済欄を貼紙し、宛所左側に郡方の審議結果の冒頭部分を書き、料紙１枚を加えて、審議結果・決議部分を書き継いでいる。

ところで、［史料５］の郡方の審議結果部分に「去閏十一月願之通被仰付置候」と記されているように、本事案は「去閏十一月願」を受けて上申・認可されていることになる。「去閏十一月願」には、開明地の計画が申請されていたものと推測される。現存の文化10年「覚帳」に「去閏十一月願」の存在は確認できないが、本事案の審議段階において、郡方は「去閏十一月願」を部局で管理し、新たに郡代から提出された当該開明け地の年貢上納に関する［史料４］［史料５］という２点の文書を審議し、認可したことで、この２点の文書を「覚帳」に綴じ込んだのである。

以上検討した２ヵ所の開明け地のうち、開明分３反８畝24歩の年貢は文政３年に引き上げられることになり、「文政三年　覚帳　壱番」には［史料６］～［史料８］が所載されている。［史料７］［史料８］には朱書で通しの整理番号「二十五」が、［史料６］には朱書で通しの整理番号「二十六」が記されている。

［史料６］

(朱書)
「二十六」奉願覚

一田三反八畝弐拾四歩　　佐俣村
　上納米壱石七斗四升六合　　古堤空地開
　　　　反四斗五升　　新出畝物

右者中山手永佐俣村空地堤水保方不宜、依願去ル文化十一戌年埋方被仰付候処、右之畝数田開出来仕候ニ付、古堤空地開出畝物ニ被仰付、年々毛上相応之御徳懸被仰付来候処、最早右畝物之儀去ル戌年ゟ去卯年迄六ヶ年ニ相成、地味茂居り、作方茂相応ニ出来仕候間、当年ゟ右四斗五升之反当りニ而定反ニ被仰付、上納米之儀者当時迄之通鰥寡孤独御救備ニ被差加置被下候様奉願候、為其私共連名之覚書を以奉願候、以上、

　　文政三年八月　　　　豊田倫兵衛　㊞
　　　　　　　　　　　　内田太右衛門㊞

宇野騏八郎殿

奥村仙蔵殿

右之通願出、根元去ル戌九月依願一毛畝物ニ被仰付、年々毛上相応之御徳懸仕来、徳米之儀者三ヶ壱御郡方格別納、三ヶ弐者鰥寡孤独御救恤備ニ被仰付置候、然処最早地味も居り、此節見込之反当相応ニ相見申候間、願之通定反上納ニ而、当時迄之通三ヶ一御格別上納、三ヶ弐鰥寡孤独御救恤備ニ被仰付被下候様有御座度、於私共茂奉願候、此段可然様被成御参談可被下候、以上、

九月　　　　　　　　　　　　　　　　　下益城

御郡代

御郡方

御奉行中

（貼紙）
「　服部
「御目附
「御郡方　」

本行新畝物定米反願ニ付御郡横目被差出、及見分、反当増方を以書面之通相達申候間、右御役人江申出候通之反当ニ而定米畝物可被仰付哉、尤徳米之儀者是迄毛上相応之徳米鰥寡孤独御備米被差加置候、末之儀ニ付願之通、右備米ニ可被差加哉、

御郡方

中山手永佐俣村堤床新畝物定反上納願書被相達候、右者御役人見分向ニ而申出候通之上納被差免、定米畝物ニ被仰付候、尤徳米之儀者願之通所柄鰥寡孤独御救備米ニ差加置候条、可有其御達候、以上、

御郡方

十二月十八日　　　　　　　　　　　　　御奉行中

下益城

御郡代中

惣庄屋内田太右衛門と手代芥川萬兵衛は、古堤空地開明分３反８畝24歩の上納米について、土地条件も大分向上してきたので、従来の反当たり１斗５升を引き上げて４斗５升という線を願い出たものである。郡代も惣庄屋側の願筋を補強する文章を添書して郡方担当奉行に提出した。ところが郡方の審議ではこの年貢額

を承認せず、実情調査のため郡目附付横目を派遣する。惣庄屋側の上申書提出は文政３年９月であるが、最終的に郡方の奉行からの通達が下されるのは同年12月18日であり、この間に［史料７］［史料８］が介在する。次の［史料７］は郡横目の見分書であり、［史料８］は郡横目の見分書を受けた佐俣村側の請書である。

［史料7］

覚

一田数三反八畝弐拾四歩　　　　古堤開畝物

（朱書）
「二十五」　定米反五斗五升

右者中山手永佐俣村古堤先年埋方相成、新田畝物被仰付、年々毛上相応之徳米上納被仰付置候処、当年ゟ四斗五升完之定米反上納願ニ付、為見分被差出、御惣庄屋名代・村役人共立合見分仕候処、右田畝物堤埋土ニ而地味宜相見申候、相並之出高床五反六斗五升ニ相当候ニ付、定米反之儀、右同様奉願候様申談候処、相並之出高之儀者惣躰畝延ニ有之同様ニ者難奉願、反ニ壱斗五升完之定米反願出申候、新畝物之儀者打詰ニ而延畝無之、出高之儀者延畝も有之候ニ付、五斗五升完之定米反相当相見申候、右徳米上納之儀者三ヶ一御郡方上納、三ヶ二窮民御救備被仰付置候処、其後三ヶ一分共ニ窮民御救備ニ被差巣加置候由、只今迄之通被仰付被下候様、御惣庄屋ゟ申出有之候、村方ゟ差出候書付相添差上申候、見聞仕候趣御達仕候、以上、

辰十月　　　　古閑文之允

御郡方

［史料8］

乍恐御請申上覚

一田三反八畝弐拾四歩　　　　空地堤開新出畝物

定反願五斗五升

但、定米反四斗五升ニ被仰付被下候様奉願候得共、此節御見分之上相境出高床込反之見合を以増方仕候様被仰付候得共、右堤開之儀者畝詰ニ付壱斗増ニ而、都合五斗五升之上納反ニ被仰付被下候様奉願候、

右者中山手永佐俣村右空地堤之儀、従前々水溜悪敷、一向水之便リニ相成不申、数十年荒堤ニ相成居申候ニ付、去ル文化十年依願埋方被仰付、村方竈別ニ御割渡ニ相成、相応之御徳懸被仰付来候処、最早地味茂居りニ相成候と相見へ申候ニ付、上納米反ニ四斗五升之定反ニ被仰付被下候様奉願候処、此節御見分之上相境之出高床込反ニ等敷相増候様被仰付候得共、出高之儀者少々延畝茂有之候処、右空地開之儀、空地之元畝弐反八畝ニ而御座候得共、今度新ニ有前之畝取仕、坪々畦立等仕候処、甚タ畝詰ニ而少茂延畝等無御座、則此節坪々御見分被成下候通ニ御座候間、何卒定反之儀者軽ク被仰付置可被下候、元来地少キ村方ニ而、御願を以一廉御百姓共勝手ニ相成申儀ニ御座候間、重畳宜敷被為成御達可被下候、為其乍恐覚書を以御受申上候、以上、

文政三年十月　　佐俣村頭百姓

八助㊞

同村庄屋

仙助㊞

右之通相違無御座候、然処右徳米之儀依願三ヶ一者
御郡方上納、三ヶ二者四窮民御救御備ニ被仰付候処、
其後三ヶ一之儀茂尚依願御備米丈夫ニ出来仕候迄者、
御救恤御備ニ被為差加置候ニ付、此節茂直ニ四窮民御
救御備に被為仰付置可被下候、追々御備丈夫ニ出来
仕候上者勿論、三ヶ一之儀者御郡方上納可仕候間、
可然様奉願候、為其肩書仕候、以上、印

小山又右衛門 印

御横目

古閑文之允殿

［史料７］は、古堤空地開明分３反８畝24歩の年貢について、郡横目古閑文之允が現地に出向き、惣庄屋名代（転出した内田太右衛門の名代）・村役人たちの立会いもとで見分し、反当たり１斗増しの５斗５升の定米上納が妥当であるとの判断を郡方に示したものである。古閑文之允の名前の下に実印はないが、原物である。

［史料８］において、佐俣村の庄屋・頭百姓は郡目附見分書で示された反当たり５斗５升の定米上納を了承する旨の請書を出している。郡方は、これより先に惣庄屋側からの年貢引上げに関する上申書（［史料６］）を受けていたが、その審議を保留し、［史料７］［史料８］の提出を受けたことで惣庄屋側上申書を起案とする部局審議に入っている。

ところで、以上の開明地の年貢引上げ事案について、［史料６］［史料７］［史料８］の順番で検討を加えてきたが、「覚帳」では［史料７］［史料８］［史料６］の順番で綴じ込まれている。［史料６］のうち、部局稟議の起案書となるべき惣庄屋側の「奉願覚」が文政３年８月に提出され、郡代はこれに添書を付けて翌月に郡方に提出している。［史料６］は、時期的には［史料７］［史料８］より早く担当部局に提出されているにもかかわらず、「覚帳」では最後尾に置かれている。郡方は、審議のうえで惣庄屋側の「奉願覚」の扱いを留保し、郡横目による実情見分を決めている。そして［史料７］の郡目附の見分書、これを受けた佐俣村側の請書が［史料８］の形で提出されたことで、郡方は改めて「奉願覚」を起案書とする文書処理に動き、［史料７］［史料８］を受けた審議結果を貼紙で示す。そして部局長＝郡方担当奉行の決議が書き加えられ文書処理が終わる。

こうして事案の最終処理を終えたことで、３点の文書は時系列的に並べられ、「覚帳」に綴じ込まれたことになる。以上の文書処理の流れは、郡方による個別事案処理が確実な文書処理のうえで行われていることを示すとともに、個別事案に関する部局の文書管理の系統性をうかがわせるものである。

以上、井手筋の普請に伴って開かれた開明け地に関する藩庁部局の系統的な文書処理・文書管理についてみてきた。次に内田太右衛門が関係した事業のなかで最大のものとなる中間村の新堤・井手造成事業について文書処理・文書管理について検討する。

この事業は、中間村の山間部・山本から井手筋を開削し、同村の小村谷・須賀無田に堤（溜池）を造成して水を引き込み、さらに隣村の糸田村の響之原一帯に向けて井手筋を開削し、響之原堤を造成して一帯を灌漑するというものである。中間村の新堤２ヵ所の用地（費地）は１町３反24歩と規模が大きく、そこから糸田村の響之原に伸びる井手筋の総延長2500間に及ぶ。井手筋のうち石井樋121間、貫井手173間である。貫井手とは岩盤を掘り抜いた水路トンネルであり、当時の

貫井手の口・底・高さは1.5メートルから２メートルもあるのが通常である。石工２人が両方から掘り進んでも相当な日数と経費を要するし、小村谷堤は「郡中寄夫」で、須賀無田堤・響之原堤は「手永寄夫」で造成されているように、溜池造成には厖大な労働力を要する。

ところが事業は初発において暗礁に乗り上げる。「事業帳」によると、事業は文化11年３月から１年かけて中間村側の２つの堤、堤に至る井手筋から造成される手順であり、堤の用地（費地）の目処もつき、工事に着手しようとしたところで頓挫する。村役人の説明に「疑惑」を持った「小前」百姓に多くの村人が同調し、「越訴」さえ辞さない事態となる。

通常、工事用地として既存の田畑（費地）を要する場合、費地の年貢の扱いについて郡方に届け出て、許可を得る必要がある。文化10年の「覚帳」によると、内田太右衛門は萱野村、馬場村・出目村、下郷村、糸石村の新堤、古堤掘添え分の費地年貢についての上申書を出しているが、中間村の新堤費地年貢に関する上申書は見当たらない。ところが文化11年の「覚帳」には中間村の新堤造成に関する次の３点の文書が一つのまとまりとして収載されている。長文に亘るが、次に示す。

［史料９］

乍恐御内意申上覚

「十四」（朱書）

中山手永中間村ニ新堤堀方被仰付被下候得者、旱田之憂を助ケ、田成畑茂田戻ニ相成、且響原迄之内数拾町之上畝茂出来可仕、左候得者窮民御救恤存分之御備出来可仕見込を付、御内意奉伺候処、御出在御序ニ御見繕茂被成下、庄屋・頭百姓共江者御委細御直ニ御教諭茂被仰付置候処、村方之者共心得違仕候ニ付而者先達而御吟味被為仰付、御難題ニ相成候次第、於私共茂奉恐入候、然処此間照続ニ付而者養水乏敷、根付茂難渋仕候儀者追々見繕申上候通ニ御座候、新堤堀方被仰付被下候得者、ヶ様之難渋者有御座間敷といつれ茂今更後悔仕、兎角を難申上、重畳奉恐入居、是迄心得違之儀者何卒御宥儀被仰付、新堤之儀者御見立次第堀方被仰付被下候様内意歎出申候ニ付、村方ニ罷出寄方仕、願出候趣相違無之哉之儀精々差詰、壱人別承紀申候処、実ニ先

非を悔、いつれ茂当惑至極奉恐入居申候儀相違無御座、誠ニ当前難渋之儀迄を申立候儀者全不弁之情躰ニ而、殊ニ右村方之儀隣村と申候而茂相隔居、山間一焼之片在ニ而人質偏固ニ有之処ゟ右様心得違茂仕たる儀と奉存、於此所者甚夕歎ヶ敷次第ニ奉存候、併右新堤之儀者強而被仰付候筋ニ而茂無御座段者御委細被仰聞、御各別御心を被為用、御手厚御教諭を茂被為仰付置候儀違背仕候ニ而有之ハ、甚重罪之至、殊ニ者一統人気之動静ニ茂懸り候事ニ而、先者不容易次第ニ付、乍恐御厳重之御咎を茂可被為仰付哉と奉存候処、畢竟私共兼々教戒届兼候より右躰過誤之罪戾ニ茂陥り候歟と只々奉恐入事ニ御座候、依而何共恐多難奉願儀ニ御座候得共、是迄心得違仕候段者偏ニ御憐愍之筋を以御宥免被仰付被下候様奉願候、右之通不弁之小前心得違之所、今更後悔仕候段歎出申候事ニ付、此上者新堤之儀見込通出来可仕、左候得者第一是迄御手薄有之候、御救恤御備茂丈夫ニ相備、弥以　御仁恵筋普ク行届可申と難有次第ニ奉存候、勿論此節者能々御主意ニ考当、殊更照続ニ付而者眼前通り甚夕恐懼仕居申儀ニ而、最早急度改心仕候上者、乍恐難能寛宥被為仰付不被下候而者不便之儀ニ奉存候、将又右御吟味ニ付而者村方者不為申上、手永一統格別取扱ニ茂相成申候事ニ御座候得者、此節之儀者前条奉願候通幾重ニ茂宜敷被為及御参談被下候様奉願候、尚新堤之儀者得斗衆評を凝シ、追而可奉伺、何分下情難黙止筋合ニ付、私共存寄不閣御内意申上候間、千万宜敷奉願候、則村方願い出候書付相添、此段乍恐覚書を以申上候、以上、

文化十一年五月　　　　　　　　芥川萬兵衛㊞

　　　　　　　　　　　　　　　内田太右衛門㊞

不破敬次郎殿

［史料10］

乍恐奉願覚

中山手永鰥寡孤独類御救為御備糸石村・響ノ原上畝物出来之御仕法被仰付候ため、中間村須賀無田・小村谷新堤両所被為成御見立、御郡様奉初、追々御見分之上、村方得斗熟候様申談、尤無余儀故障茂御座候ハヽ筋々無遠慮申上候様追々御委細被仰付、別而頭百姓共江者御直之御教諭も被為仰付置候処、畢竟村人数ゟ見合申候得者田畑作足り不申所ゟ気取違仕、同村於道善寺内証

寄合仕候処、右ニ付而者御吟味茂被為仰付、御難題ニ罷成奉恐入居申候、然処此間旱続ニ付而者至而用水乏敷、根付茂延引仕、其上植付候分茂旱田ニ相成候程之儀ニ而、何れ茂只々当惑仕居申儀ニ御座候、追々被仰付候通新堤御堀方被仰付被下候ハヽケ様之節無難渋根付等茂相済可申処、地方少キ所柄ニ付費地等ニ而難渋仕候儀を一円ニ存詰、不遠右躰困窮仕候儀ニも心付不申、其上往々ゟ御上下之御為合ニ相成候御教諭を茂不相弁、心得違仕候儀何れ茂今更後悔仕、兎角を可申上様茂無御座重畳奉恐入候、依之千万恐多難奉願儀ニ御座候得共、是迄心得違之儀者何卒御慈悲之筋を以御宥儀被為仰付被下、新堤之儀者御見立次第御堀方被為仰付被下候而茂毛頭故障之筋無御座、旱続之年柄者別而村方勝手ニ茂相成申儀ニ付、宜敷被為仰付被下候様、御内意連印之書付を以奉願候処、此節村方江御出被下、人別被召寄、右奉願候趣相違無之哉、心得違ニ付而者自然御咎筋を恐、仮初ニ申出候様ニ共御座候而者此上弥以難相済事ニ付、精々御差詰被仰付趣奉得其意候、勿論銘々ゟ先非を悔、不奉顧恐を茂奉願候筋ニ御座候得者、前条申上候通聊相違之儀無御座候間、何卒御慈悲之筋を以幾重ニ茂宜敷被為仰付被下候様奉願候、為其乍恐覚書を以申上候、以上、

文化十一年五月

中間村小百姓
(指印)
長右衛門㊞
次兵衛㊞
庄助㊞
藤右衛門㊞
清兵衛㊞
金右衛門㊞
又平㊞
甚兵衛㊞
儀助㊞
藤八㊞
小左衛門㊞
理兵衛㊞

孫兵衛㊞

宇右衛門㊞

勇八㊞

新七㊞

立助㊞

新吉㊞

又四郎㊞

（以下、小百姓103名省略）

同村頭百姓

（印形）

惣左衛門㊞

同

惣七㊞

同

甚七㊞

同

政七㊞

同

理右衛門㊞

同

仙助 印

右之通村方之者共此節歎出申候ニ付、内輪差詰候処、相違無御座御内意申上候、依之村方江御出被下、人別御差詰御聞糺、被仰付候通之儀ニ而、委細ハ村方書面之通ニ御座候間、此節之儀偏ニ宜敷被為仰付被下候様、於私も奉願候、追々御郡様御直ニ御教諭も被為仰付置候処、畢竟願届兼候所　御難題筋も差起、於此所重畳奉恐入候、何卒御慈悲之筋を以宜敷被仰付被下候様奉願候、為其乍恐肩書を以申上候、以上、印

同村庄屋

良助殿 印

内田太右衛門殿

芥川萬兵衛殿

［史料11］

御内意之覚

中山手永中間村之内江堤を築、同所ゟ下郷之内井手立仕、両糸石村之内響之原悪地上畝物出来之見込内意申出候付、水利見繕、先測量等下しらへ仕候付、勿論御惣庄屋手附横目役ゟ村方申論、村役人共江者御惣庄屋依内意、私よりも直ニ精ク示諭仕、小前申談、不閣故障有無申出候様重畳申付候処、中間村助右衛門与申者共列疑惑を生シ、頭百姓甚七与申者麁略之返答ゟ種々心得違之申談仕候哉ニ相聞候ニ付、即刻御惣庄屋共ゟ承糺、相達候次第有之、則口達御内意仕置、出在之節厳重ニ吟味仕候処、別紙口紙之通ニ而造意も有之、別而事を分ケ、直ニ示諭をも候筋与申、彼是不埒之至ニ付、乍御難題御咎をも奉願度、則判形為見届、尚此節出在仕候処、此間之旱魃ニ而、右見立候内所ニ寄、有懸り之田方茂余斗之畝数根付指支、及難渋ニ候ニ至存当、甚後悔仕候由ニ而願出候趣御座候付、小前人別指寄、御惣庄屋・手付横目役立合、重畳指詰申候処、只今ニ至実ニ先非を悔、御難題之所を奉恐入居候義相違無御座、いさゐ御惣庄屋共願書面之通御座候、寄合等仕候次第ハ不届之至ニ付、畢竟已後締方之ため御咎をも可奉願見込ニ御座候処、右之通銘々其罪を顧、歎出候を以相考候得者、偏ニ人畜ニハ田方不足之所より一途ニ費地を惜候情より心得違仕、且前段吟味ニ付而者屹ト村方取締候様子相聞、殊ニ初見込之通新堤・井手立等大造之義ニ而成就仕候、至候ハヽ一稜之儀、第一夫仕者人気専用要之儀ニ御座候間、旁此節者私限相当之締方申付度奉存候、初発御内意仕、思召寄をも伺居候事ニ付、此段奉伺候条、可然様被御参談被下度、於私奉願候、則口書三通并右村方願書、御惣庄屋・手付横目役添書等、都合八通入御内覧申候、已上、

五月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　不破敬次郎

御郡方

御奉行衆中

本行中間村江堤を築、井手立仕候へハ、両糸石村響之原悪地上畝物出来之見込、御惣庄屋已下内意相達、右之趣御郡代ゟも精ク示諭被申付置候由処、中間村助右衛門列之者共疑惑を生し、寄合等いたし、申談仕候様子相聞、吟末ニ被及候処、口書之通申出、不埒之者共二御座候得共、畢竟地方を大切ニ存惜ミ候処　無弁心得違仕、追而根付等差支、及難渋候ニ至、存当後悔仕候段願出候申候由、委細書面之通ニ付、此節迄者被宥、達之通右之者共ハ御郡代限相当之　方被申付候様可被及御達哉、

御郡方

中山手永中間村之内堤を築、井手立いたし候へハ、両糸石村・響ノ原悪地上畝物出来之見込有之候段、御惣庄屋ゟ内意相達候ニ付、右之趣其元　茂御示諭有之由之処、中間村之者共疑惑生し、心得違之儀申談候様子ニ付、被及吟味、書付等被相達置候、右之者共不届之儀ニ付、屹ト御咎被仰付け筈候へ共、其元達之趣も有之、此節迄者被宥候条、其元限相当之扱方可有御申付候、以上、

七月三日　御郡方

御奉行中

不破敬次郎殿

3点の史料は、「覚帳　文化十一年　弐番」の下益城郡の部分に収載されている。「史料9」の冒頭に「十四」と朱書で通しの整理番号され、3点の文書を通して「四百二十六」から「四百四十四」の通し番号が付され、[史料9][史料10][史料11]の順で綴じ込まれている。[史料11]の郡代の上申書によると、「口書三通并右村方願書、御惣庄屋・手付横目役添書等、都合八通」を内覧に入れたとあるが、「覚帳」綴じ合わせの時点では、以上の3通になっていたことが推測される。

「史料11」にも「十四」の朱書が見せ消ちにされている。郡方担当者が、3点の文書をひと括りにすべく「十四」の朱書を書き入れるに際し、[史料11]よりも[史料9]に通しの整理番号を付すのが適当と判断したことをうかがわせる。

このことは、１点ごとに文書を確認し、綴じ込む順序について一定の配慮をしたことを示す。「覚帳」の綴じ込み・作成作業が、収載文書の１点・１件を確認し、一件（事案）ごとに朱書を付し、最終的に通し番号を付して綴じ合わせの作業に入ったことをうかがわせるものである。

さて［史料９］によると、中間村の事業は、同村に新堤（溜池）を掘り、隣村の糸田村の響ヶ原まで遠隔通水して旱田の灌漑、田成畑の田戻し、「数十町」の土地開発を行なって「窮民御救恤存分之御備」を目指したものである。惣庄屋側が郡代に事業について内々に打診し、出在の折の郡代の見分と「御教諭」を経て事業は着手されようとする。ところが村方百姓が騒ぎ出したことで、郡代は惣庄屋に「吟味」を命じる。

「吟味」は通常２つの方式をとる。［史料10］によると、中間村では惣百姓レベルで村内の寺に「内証寄合」い、事業に異議を唱える。こうした百姓の「内証寄合」にもとづく騒動行為は「徒党」とみなされ、藩庁刑法方で尋問調書「口書」をとられ、処罰される。［史料11］にみるように、本件も郡代による「口書三通」が作成されているが、事業の継続も考慮してか、刑法方による処罰の手続きを取らず、藩庁郡方による「御宥免」の方向をとる。そこで惣庄屋・手代ら会所幹部は村方に出向き、庄屋・頭百姓以下、惣百姓を集め、最終的に百姓「壱人別」に、「先非を悔」い、事業に賛成する旨の詫びの確約を取っている。［史料10］がそれである。

［史料10］は異様な文書である。差出人の主体をなす「中間村小百姓」122人が連署形式で列挙され、各自の名前の下には指印が捺されている。次に名を連ねている頭百姓が印判を捺しているのと対照をなしている。無論、小百姓たちの名前は同一の筆であり、「心得違」をした百姓が難詰され、非を認めて用意されていた詫び状に指印を捺したという格好である。

それにしても本案件は「覚帳」のなかでも特異である。本案件だけをみると、郡代・惣庄屋が広域的な水利・土木事業に際して不利益をこうむると判断した村方で発生した騒動を抑圧し、村方から詫び証文の一札をとって事業を推進させたようにもみえる。実情は逆である。本案件のように惣百姓次元で集会し、騒動に発展しそうな動きは、郡方の「覚帳」ではなく、刑法方の裁判判決書「口書」に載せられ、徒党行為として処断される。「口書」には村方騒動が処断された事例

が数多く収載されている。

郡代不破敬次郎と惣庄屋内田太右衛門は、村方処罰を選択せず。事業の継続も考慮して村方から詫びの一札をとり、これを郡方に起案し不問に付す方向をとる。不破は、内田の砥用手永転出に際して内田の惣庄屋としての勤務評価を行なうが、選挙方に提出された「御内意之覚」と題する功績調書の添付資料・根拠資料となった内田作成の「事業帳」においても、本案件には格別の配慮がなされている。すなわち「事業帳」の両堤の下に不破と内田の付紙が貼付されている。郡代と惣庄屋の付紙はそれぞれ［史料12］［史料13］の通りである。

［史料12］

本行之内、中間村須賀無田堤者、費地八反程之見図帳前ニ候得共、内実余斗之延畝有之、見積者壱町三四反余可有之、右堤之事ニ付、此四五ヶ年春秋見計御普請仕、当春堀方取懸候分者相済申候得共、外々御普請打混、夫立多相成候ニ付、今七分一位残置申候、尤もはや纔之事ニ付、秋ニ至候得者纔之日数ニ而相済申候程之儀、素リ元水丈夫ニ而、只今通ニ而水溜リ者十分ニ御座候、為念此段茂内意仕置候事、

辰五月　　　　　　　　　　　　　　　不破敬次郎

［史料13］

本行之堤、此上者申分茂有御座間敷相見へ申候、尤水溜不宜候共、直ニ井手懸ニ而茂少々之上畝者出来可仕、左無御座候共、三ツよし・宮川下ケ名、畑地を田作ニ打替候而茂、是迄之雑費・夫力之償ハ不及申上、往々上下之為と奉存候、委細追々被仰付置候御示談之旨ニ付、改メ不申上候、乍憚此段付紙を以申上候、以上、

辰四月　　　　　　　　　　　　　　　内田太右衛

不破は、計画通り進まなかった事業について、須賀無田堤の費地が上申した見図帳上の数字より延畝になったこと、堤の造成工事が文政３年の春まで工事しても、あと７分１くらい残っていることを上申している。宛所はないが、当然郡方担当の奉行に宛てられている。また内田は、響之原堤の水溜りがおもわしくない

ことを認めつつ、今後事業効果が見込める旨の判断を示している。これも宛所ないが、「事業帳」と同様に郡代不破敬次郎に宛てたものとみてよい。

前述したように、惣庄屋内田太右衛門が郡代不破敬次郎に提出した「事業帳」は原物のまま「町在」に綴じ込まれている。当然、「事業帳」に貼付された不破と内田の付紙も原物である。２つの付紙は紙質・紙形（裁断形態）が似通っている。全く同一とも言えるし、藩庁選挙方の「町在」料紙との類似性も高い。両者が同一事業について各々の立場から事情説明しているように、郡代と惣庄屋は、惣庄屋内田太右衛門の転出に際して密接に相談しつつ評価・褒賞関係書類を作成し、「事業帳」の付紙については、ほぼ同一の料紙を裁断して付紙を作り、郡方担当奉行に報告すべき事柄については郡代が、郡代（郡代を通して奉行に）報告すべきことは惣庄屋が付紙に書き込み、「事業帳」に貼付したことを想定させる。

そのことはまた、郡代と惣庄屋の行政的近さを感じさせる。そのうえで「町在」で使用されている料紙が規格的で、帳簿化に合致する形で上申文書が作成されている事実を考えあわせると、以下のような想定できる。すなわち、民政・地方行政の現場では、上申文書の作成の際には、郡代を通して配布された藩規格の料紙が用いられ、藩庁での帳簿化を前提にした文書作成がなされた、という想定である。郡代は使用する料紙を藩庁から支給され、手永会所（惣庄屋・庄屋）に分配している。また「事業帳」に貼付されている付紙において、郡代が郡方の担当奉行に対し個別事業の年貢・田畑の修正・変更に関して報告し、惣庄屋は郡代に対し事業効果の見通しを上申しているように、民政・地方行政の実質が郡代－惣庄屋レベルで決定されていたことをうかがいうる。内田太右衛門「事業帳」の諸事業は、このレベルで実現し、その過半は「覚帳」に記録されることはなかったといえる。藩庁は上級監督官庁として、郡代－惣庄屋を通して手永・村方からの上申事案を集積し、定式化された行政処理・文書処理を通じて民政・地方行政を管理していったとみられる。

同時に郡代－惣庄屋のもとで政策化される水利・土木事業が、地元社会との間で十分な合意調整を経ずに推進されると、中間村のような反発を生成することになる。

三　藩庁部局帳簿における一件文書

「覚帳」には、案件の決議までに一定の期間を要し、その間に関係文書が部局に集積され、決議をみた時点で集積した関係文書を一括して「覚帳」に綴じ込んだ一件文書の形態が数多くみられる。こうした一件文書の例として宇土郡郡浦手永の三角浦村と長浜村の零落救済に関わる事案をみておきたい。

三角浦村と長浜村は寛政４（1792）年の雲仙普賢嶽噴火にともなう津波によって被害を受け、文化11（1814）年四月に領内農村の零落状況を査察した郡横目によって「亡所同前」の零落所の１つに指定される。両村では郡横目による零落所指定を契機に郡代・惣庄屋を中心に零落救済・復興助成策の検討が開始され、以後２年間に郡方には関係文書が集積される。

表２は本案件に関する一件文書を「覚帳」収載順序のままの形で示したものである。一件文書は文化11年に始まり、２年間にわたり総数27点の文書で構成されている。最初から一件文書として集積されたのではないが、郡代側から郡方に提出された手永・村からの上申文書類が部局稟議の過程で保留され、現地査察・政策調整がくり返されたため関係文書が蓄積し、文化13年に案件処理が終わった段階で関係文書が「文化十三年　覚帳　壱番」宇土郡分として綴じ込まれたことで一件文書として成立したものである。

この「覚帳」は、郡方全体に関わる「口之座」のあと郡別に別れ、同帳には飽田・詫摩、下益城、宇土、八代各郡の分が収載され、料紙が袋綴じされる際に、折り目の左側に通し番号が「壱」から「八百十二終」と付されている。「終」とあるように、「覚帳」作成に際しては、綴じ込みが予定されている料紙812枚が一同に集められ、通し番号が付されている。「覚帳」では、しばしば乱丁がみられるが、通し番号は正確に付されており、通し番号を付すに際しては、集められた文書の点検も行なわれているが、綴じ込み、あるいはその後の再綴じ込みの過程で乱丁が生まれたものと解される

宇土郡の部分は通し番号の「五百九十一」から「八百四」までであり、案件のまとまりごとに「一」から「六」の朱書が施されている。対象としている一件文書は通し番号「五百九十一」から「八百四」まで、朱書の「一」から「三」を占めている。そこで改めて表２をみると、表の右欄の作成年月日にみるように、①

番目の文書の日付が文化11年６月、最後の27番目の文書が文化13年６月であるので、一件文書として「覚帳」に収載されるまでに２年間を要していることになる。個別の案件に対する部局の文書管理体制、行政処理の継続性・系統性に注目したい。

表２に示した27点の文書は朱書「一」～「三」によって３分割されている。朱書「一」は最初の文化12年10月の「無題（惣庄屋回答書)」に、「二」は三番目の文化12年２月「御内意之覚」に、「三」は最後の文化13年６月の「奉願覚」のそれぞれの最初部分に付されている。それは郡方担当者の文書管理上の一定の配慮に基づいている。

本案件の推移をごく簡単に示すと、次のごとくである。三角浦村・長浜村の復興助成策適用に向けた村側の取り組み、具体的には日常生活の節倹化努力に向けた請書の提出（通し番号⑯⑰)、惣庄屋による郡代宛の助成見積もり（⑤⑥)、郡代による藩庁郡方への助成申請（③)、郡横目による現地査察、郡横目の尋問に対する惣庄屋の回答（⑬⑭⑱)、郡横目の査察報告書提出（⑪⑳)、とつづく。

郡横目の査察を通じて、村側の要望を取りまとめた惣庄屋の上申内容と郡横目の査察内容との乖離がみられるが、朱書「一」の部分は、郡方の部局の長＝奉行が郡方に上申した郡代に対して、郡横目の査察で問題となっている５点についての回答を求めた達書（②）と、この奉行尋問についての惣庄屋の回答（③）に相当する。特に惣庄屋回答書は本案件の内容を集約した中核的な文書であり、この文書に「一」と朱書して一件文書の冒頭に配している。

「三」の文書は一件決着後の追加的な文書であり、「二」までが厳密な意味での一件文書である。表２の年月日順の配列にみるように、「二」の部分は順不同な文書構成となっている。「二」の最初と最後には一定の配慮がみられる。すなわち、「二」の最初には、本案件が郡代によって郡方の部局稟議に諮られた上申書たる「御内意之覚」（通し番号③）が配され、「二」の最後には一件文書の掉尾に位置する文書が配されている。

両村に対する助成内容、助成金額は曲折を経ながらも、文化12年12月16日付の奉行達書で示されるが、㉖の「覚」は、惣庄屋が助成金の返済期限について上申したものである。本文書の形態で注目されるのは、末尾の日付部分の紙背部分、袋綴じされた料紙の紙背に惣庄屋作成の書付が貼付されていることである。貼付

の作業を行なったのは郡方の担当者とみて間違いない。㉖の文書とその添付文書を［史料14］［史料15］で示す。

［史料14］

覚

郡浦手永
一銭拾六貫五百三拾三匁八分弐厘　　　三角浦村

右同
一同拾弐貫五百五拾九匁九分四厘　　　長浜村

合弐拾九貫九拾三匁七分六厘

弐貫九百九匁三分七厘六毛　　十ヶ年割壱ヶ年分

内

壱貫四百五拾四匁六分八厘八毛

但、内輪廾ヶ年取立ニして壱ヶ年分、十ヶ年之間者上納、残十ヶ年者御用銭ニ戻ス、

壱貫四百五拾四匁六分八厘八毛

但、御用銭之内、十ヶ年之間振り替へを以年々上納仕分

右者、郡浦手永三角浦・長浜両村至而難渋ニ付而、御取救奉願候処、今度右之銭高十ヶ年賦拝借被仰付、難あり仕合ニ奉存候、然処十ヶ年賦被仰付候而者、取立之見込無御座、最初御内意通廾ヶ年賦上納被仰付被下候様、再度奉願候処、十ヶ年賦取立方難渋仕候ハヽ十ヶ年之内、半高者小前之者ゟ取立、半高者会所備御用銭之内を以振替上納仕置、十一ヶ年目ゟ者小前之者ゟ取立候を以、右御用銭ニ立用仕候様、左候得者、弐拾ヶ年賦之道理ニ相当申候間、右之通之取斗仕候様、御委細御達之趣奉得其意候、右両村拝借銭内輪取立難渋仕候儀者、追々御達申上候通ニ御座候、猶此節御達之趣を以相しらへ申候処、郡浦手永御用銭、別紙覚書指上候通、譏斗之儀ニ而返納之取斗出来不仕、尤以前拝借ニ相成居候分、今二三ヶ年之間少々完返納入方茂御座候得共、何分ニ茂十ヶ年振替之高ニ突合不申、其上御家人中芸術出精類、并諸御心附等ニつ而も、年々定矩程出方御座候得共、如何様ニ茂振替返納之取斗出来不仕、当惑至極ニ奉存候、依之重畳恐多、難奉願儀ニ御座候得共、格別御憐愍之筋

を以、最初御内意通廾ヶ年返納被仰付可被下候、左候ハヽ右之趣者両村小前々々江茂委申聞、御憐愍之段昼夜忘却不仕、出精仕せ可申候間、何分ニ茂宜敷様被為成御達可被下候、為其乍恐覚書を以申上候、以上、

文化十三年二月　　郡浦典太 印

片山九郎兵衛殿

御郡方

御奉行中

（貼紙）

「
御勝手方限　澤　島
白石
大河原
松村
御目附
」

此儀、会所御用銭　半方振替納も御用銭手薄故、賄兼候由最初願之通二十ヶ年賦願書之通候得共、近年所々御救立願多相成、本紙両村ニ而治り切に相成候儀ニ無御座、一ヶ所迄余斗之御銀出払、永年部ニ相成、脇々無味ニ筋付兼候而者、所ニより幸不幸之筋ニ成行、不容易儀ニ候得共、会所御用銭手薄難渋之由ニ付、十五ヶ年部程ニも可被弛下哉、左候得者、左之通

一弐貫九百九匁余、十ヶ年部ニして一ヶ年分、

一壱貫九百三拾九匁余、十五ヶ年部ニして右同断、

差引　九百七拾目余、此分相弛ミ申候、

右之通いか程可有御座哉、　　御郡方

郡浦手永三角浦・長浜両村御取救之儀、依願弐拾九貫九拾三匁七分余十年賦拝借被仰付候処、尚二十ヶ年賦ニ被仰付候様願出之趣有之候付而者、右十ヶ年部之内、半方者小前ゟ取立、半方者会所御用銭之内ゟ振替上納いたし置、十一ヶ年目　者小前之者ゟ取立候を以右御用銭ニ立用いたし候得者、廾ヶ年賦之道理ニ付委細申達置候通候処、御用銭手薄故、賄兼候由ニ而、書付相達被置候願之趣不容易儀候得共、御用銭手薄難渋之由ニ而、十五ヶ年賦ニ被弛下候間、可有其御達候、以上、

三月十日　　御郡方

片山九郎兵衛殿　　御奉行中

[史料15]

郡浦手永御用銭稜々現有目録

一銭八拾四匁五分弐厘	雑職懸り米代
一同四百五拾六匁九分壱厘五毛七弗	質屋造酒屋商札運上銭
一同五拾弐匁	鉄砲札右同
	御支配銭
	鰥寡孤独御備
一同壱貫八拾三匁三分三厘	御救立余米代銭
一同四匁三分四厘壱毛八弗	牛馬札運上銭
一同百六拾七匁壱分	郡浦村船津新屋敷御徳米三ヶ二御備
一同弐匁弐分九厘	中村新野開之内運上銀、右同御備
一同八百拾弐匁七分弐厘	御囲籾代銭

合弐貫八百七拾七匁五分八厘七毛五弗

右者郡浦手永会所預諸御用銭現有右之通御座候、以上、

文化十二年　　　　　　　　　　　　　郡浦典太

子二月

片山九郎兵衛殿

三角浦・長浜両村に対する助成額は大幅に圧縮されて銭29貫余となるが、郡方は、その返済方法を10年賦、内輪では20年賦を提案する。つまり助成額を分割し、半分は10年賦とし、残る半分を手永会所の備蓄銭＝「諸御用銭」で振り替えて返済し、11年目からは会所に返済する方式とするというものである。これに対し惣庄屋郡浦典太は「諸御用銭」の零細な実情を「別紙覚書」で示し、20年賦で郡方に上納する方式を願い出る。

「諸御用銭」とは、雑税的部分を会所に備蓄させ、農村の建て直しのために運用させた、後に「手永官銭」と称される公的資金であるが、郡浦手永の現有高は零細な部類に属する。郡方も惣庄屋の書付をみて手永による振替はむつかしいとみて、間をとる形で15年賦を提案する。郡方の提案を手永側も受け入れ、ここに２年越しの案件は決着する。一件文書としては本文書をもって終わっている。三角浦・長浜両村をめぐる問題は、この後も特に助成額の返済をめぐって継続され

るが、「三」は、その始まりとして位置づけうる。

ところで「覚帳」は、郡代を通じて起案される上申書の稟議処理によって厖大な民政・地方行政を展開しており、起案から審議・決議に至る過程は原文書として「覚帳」に収載されているのが普通である。したがって「覚帳」に存在する写しは部局の行政処理・文書管理を考えるうえで注目される。

この一件文書では、通し番号⑨⑩が写しである。いずれも部局審議にもとづく決議を奉行名で郡代に通達したものである。⑨は三角浦・長浜両村に対する助成内容がまとめられたものであり、原文書は郡代に渡され、郡方において写しが作成されたものと推測される。

⑫は、⑨の奉行通達で却下された助成部分について、惣庄屋側から再度助成復活を求める上申（⑦⑧㉖）がくり返されたことに対する回答であるが、郡方の審議部分と併せて写しが作成されている。たとえば郡方の審議部分に二ヵ所付札があり、付札部分は本文中に入れ込まれている。付札が付された原文書は何らかの事情で他所・他部局に回されたことで、郡方では写しを作成したことになる。部局で受理した上申案件は、上申書の原物に部局の行政処理を書き継ぐ形で文書管理するのが大原則であるが、何らかの事情で原文書を使用する場合、写しを作成することも部局の文書行政の鉄則である。

四　巨大事業の文書管理

熊本藩領の明治初年に至る19世紀は、農業基盤整備による「勧農富民」策の帰結として、「公共工事の時代」というべき水利・土木事業の活況を呈する。先の下益城郡中山惣庄屋内田太右衛門の「事業帳」にみるような中小規模の事業から、有明・八代海の海辺干拓事業、遠隔通水事業などの大規模な事業まで、明治初年に至る19世紀には無数の水利・土木事業が展開する。いままでの農業不能の土地に農業が可能になる、用水に恵まれない畑地が水田化する、零落村の建直しが図られる。19世紀の実質石高は近世初頭の太閤検地段階に倍する状況になっていたものと推測する。

ここでは無数に展開した水利・土木事業のうち、巨大事業の一つ、通潤橋によ

る遠隔通水事業を対象に、この巨大事業の実現過程に藩庁郡方の部局帳簿「覚帳」がどのように関わっているのか、具体的には、地元庄屋家に伝存した一件記録「南手新井手記録」に着目し、手永・村レベルで推進される水利・土木事業に藩庁部局・藩行政がどのように関わっているのか、「南手新井手記録」と「覚帳」の行政的関係を検討する。

さて、国の重要文化財である通潤橋は熊本県上益城郡山都町矢部に位置する巨大な石橋である。単なる石橋でない。火山性の峡谷にはさませた台地状の渇水地帯に水を供給する水路橋である。6キロ先の水源（笹原川）から水路で水をひき、当時の石橋の技術限度を超える高さの台地一帯に通水するために建造された石橋である。高さ22メートル橋の水路橋から標高30メートル級の台地（白糸台地）一帯に今も農業用水が供給されている。

通潤橋の建設と井手筋の開削に関する基本史料として、地元の庄屋家が記録した「南手新井手記録」という帳簿が存在する。同記録は通潤橋事業の申請から、完成後の維持管理に至るまでに作成され、取り交わされた上申書・計画書・見積り、差紙類、奉行・郡代からの通達などを記録した、貴重史料である。「南手新井手記録」が収載する文書は表3に示した通りである。

表3の関係文書一覧のうち、この巨大事業は次の3点の文書を以って着工に向けた動きを開始する。すなわち、①惣庄屋らが郡代に資金融資での助力と返済計画について上申した「奉願覚」、②、①の上申書に添付した事業の必要経費の詳細を書き記した「矢部手永南手新井手御普請積帳」、③、①②提出から2か月後、事業受益の8か村の庄屋が、事業計画に関して奉行の尋問に答えた「御受申上候覚」の3点である。ここでは①「奉願覚」（史料16）と③「御受申上候覚」（史料17）を示す。

[史料16]

奉願覚

一新井手間数壱万六千八百六拾八間五合

六千七拾四間	本井手
五千六百三拾七間	分水井手九ヶ所
五千百五拾七間	下タ井手五筋

但、南手在之内小原・長野・田吉・犬飼・新藤・白石・小ケ蔵七ヶ村并畑村、都合八ヶ村笹原ゟ愛藤寺迄新井手御普請奉願候分、

此御入目銭三百弐拾七貫七百三拾弐匁九分

但、御普請銭粟所甥り目共ニ関前

此田開畝四拾弐町壱反壱畝弐拾七武

但、上畝物并畝物開奉願候本畑、且野開御山藪空地之儀者延畝廾割之見撫を以上畝物込之積せ共本行之通、

内

八町	成切初年ニ開明可申分、
八町	二ヶ年目右同断、
八町	三ヶ年目右同断、
拾町弐反壱畝廾七分	五ヶ年目右同断、

但、開明可申畝数年ニ寄増減者可有御座候得共、右見亘を以五ヶ年ニ全開明可申分、

此徳米百弐拾六石二斗五升七合

但、御本地畑撫反ニの開御山藪空地床之儀、上畝倍込之畝数積ニ撫反三斗上納可仕候、右開明之儀御本地畑迄申候而茂平面少、多片下りニ有之候ニ付、肥土者亘、堀寄置底土を以地撫仕候肥土を持入候ニ付開夫々費多、竹木草立等者山々片下り之如ニ付、猶更手入多、深堀候処者鶴嘴を仕り候ニ付、開之手入強、殊ニ無毛之地者底土堀返候ニ付、地味折合可申儀間遠御座候候間、御本畑・野開・空地等共ニ撫四ヶ年無徳、五ヶ年目ゟ上徳米上納被仰付被下候様奉願候、

内

五石九升弐合壱勺三才

但、費地御償米

残百弐拾壱石弐斗六升四合八勺七才

但、御銭百目ニ付上納可仕徳米三斗七合ニ相当り申候、

右者矢部手永南手在与唱候内、右村々之儀山野之地形細目之様ニ有之、一鉢者南下り之土地ニ御座候得共、東者五老ヶ瀧、南者緑川、西者千瀧川ニ而谷深、左右者岩山数十丈峙居、北者五郎ヶ瀧川之間浜町ニ而、拾間之砥有之、

四方川懸之水給を断居候ニ付、田方者狭キ谷々ニ而、多其ヶ所々々之出水を以養候ニ付、犬飼・白石者畑勝ニ有之、右両村并長野三ヶ村村者旱田所茂有之、右七ヶ村并畑村共ニ八ヶ村之田方谷頭之坪々者至而小せまちニ而、壱坪並程之狭谷ニ而、広平一円之地面者少、古田六拾町之内田吉村畑ニ而麦地七町有之、小原列六ヶ村ニ而者八反外無御座候、其外者一毛作ニ而、右之通之地面御本方一篇程ニ有之、諸畝物田弐町三反外無御座、彼是不釣合ニ御座候故歟、長野・愛藤寺者旧来之零落所ニ而種々之御仕法被附下候得共、于今成立之期茂見エ亜兼奉当惑候、右之次第ニ付年来上畝仕立之願望ニ御座候処、文政度御取懸ニ相成、其後取畳被仰付置候、砥用手永上畝物御仕立之新井手大略拾里程之内、井手口壱里余之処、七八分出来仕居、右之井手急流之積直井手を上ケ候而茂、井手口岩丁場五六百間之内、過半無取用、其以下者全堀替候得共、南手境五老ヶ瀧上ニ至り、川並　直立十六間上エニ井手立ニ相成、双方之山合ニくゝり居候所ニ而、台共ニ高十壱間四合之目鑑を懸ケ、其上ニ四間六合石樋吹上を居候得者、南手之山ニ水を移之儀、川並ゟ十六間高相成、南手持口小原・長のニ而者山々半覆以下ニ通水仕候へ共、犬飼・新藤・田吉・小ヶ蔵ニ而者山々之八九合目、白石・愛藤寺ニ而者井手を下け候而、山之頂ニ井手を移候様ニ相成候積合ニ御座候得共、高四間六合誠ニ水勢太ク吹上ケ申候、先蹤無御座候ニ付、五郎ヶ瀧上エ同様之高寸長サを以被仰付候所、積通吹上ケ通水仕候ニ付惑候儀も御座候、養水分配之儀、分水口者多御座候得共、一旦田方を養候六七歩通之落水下タ井手ニ移、地下を取賄可申弁利有之、右之取水笹原川之儀、金内川ニ流余合シ候様有之、右之内古田分水三ヶ一、残三ヶ二之内井手ニ移候、水勢金内川ゟ者太ク可有御座候ニ付、養水者及兼候儀有御座間敷奉存候次第ハ御見聞被仰付候通ニ而、村々頻之願望ニ付、御入目銭・田開畝徳米共ニ積方仕候処、口立之通ニ御座候、惑申候吹上ケ茂見込治定仕、其外井手筋難所相見不申、堀貫九百間程御座候得共、長貫百六拾間ニ而、是者双方之堀口間風居ニ三ヶ所試候処、崩可申心遣之土姓難見不申、堅石ニ変可申儀も容易有御座間敷、其余ハ六七十間以下ニ而、土性堅相見申候、右之通ニ而先者丈夫之御普請迄奉存候、弥ヶ上之御出方筋、何共恐多難奉願次第ニ奉存候得共、中嶋福良井手之御見合を被為以被下、御郡方御銭出方開被仰付被下候様奉願候ニ者、今度之御普請所之手永中英ニ近寄居候得共、

手永出夫仕イ二相成候得共、上矢部端五里以上、猿渡・中嶋在三里以上二及、太造之出夫二付、依之零落所者猶更一統困究二相成、御難題筋を移可申、於其所二何合二茂難落着御座候間、手永出夫与申候而者見込無御座候、尤困究薄様二漸と出夫仕イ被仰付候ハヽ弐拾ヶ年以上二も及不申候間、仕懸申間敷、左様二年数二亘候而者、懸り之者も倦労仕、終二者腐可申儀二至り可申哉、依而奉願候通被仰付被下候へハ、田畑之釣合・御補助筋者不申上、霜害強畑方、田二変候得者害茂薄、野開空地三歩通二而多無、其程之地面田二相成候得者、却而古田二勝取実仕、跡作共二全余分之所得二相成、旱田も熟田二相成、畑畝者減候得共、田方二相成候得者麦之取実一倍二相成、作喰減も仕間敷、長野之外六ヶ村呑水を汲候儀手遠竈々多有之、然ル二村中通水仕候二付、彼是二亘逸稜之御救二而、一躰之地面変化仕、成立之基本二相成、愛藤寺・津留農商を兼居候風儀、本途之百姓二戻り可申、過之候御仁恵者無御座候二付、何卒御出方開被仰付被下候様奉願候、自然積通養水及兼候ハヽ漸々出夫仕を以助水堤築立、積通開明徳米上納可仕、且御入目銭増候ハヽ福良井手之通入増分者御家人継目寸志・会所官銭御償御願、御間御出方増奉願間敷、費地御取扱、修覆料・井手方勤料等共二諸事福良井手之御見合を以御取扱被仰付被下候様奉願候間、御慈悲之筋を被為以被下、幾重二も宜敷被為及御参談被下候様奉願候、則場所略図・積一紙帳・吹上ケ御試之図面共二相添、此段不閣、覚書を以奉願候、以上、

嘉永五子閏二月　　　　下田作之助

石原武兵衛

布田保之助

上妻半右衛門殿

［史料16］は、惣庄屋布田保之助以下、会所幹部が事業全体に要する経費銭327貫余を藩庁郡方の部局運用資金「御郡方御銭」からの借用を願い出た、いわば事業申請書に相当するものである。そこでは事業の有用性と最大の問題となる架橋等の技術的な見通しを述べ、通水事業によって可能になる開田42町によって借用銭の返済を確約している。

本事業は、事業を推進してきた布田ら会所幹部が「先蹤無御座候」というよう

に、後に明治新政府が褒賞の必要を認めた日本土木史上の事業であるが、事業の計画、技術の改良・積み上げ・実験、関係の村々の事業理解と合意など、幾多の困難な曲折を経ているが、表３にみるように、「南手新井手記録」には事業の計画・立案・試行過程をうかがわせるような文書類は収載されておらず、本文書から記録し始めている。また、藩側記録にも、たとえば「覚帳」には、惣庄屋布田保之助が申請した矢部手永に関わる様々な水利・土木事業、農村救済策は収載されているが、通潤橋事業計画化をうかがわせるような文書は一切存在しない。事業は嘉永５年に文書による交渉段階に入ったといえる。

むしろ藩側記録が存在しないところに、厖大な水利・土木事業と藩行政との関係の特質がある。そもそも藩庁郡方の部局運用資金からの融資を申請しながら、[史料16] の上申書は部局の長＝奉行に宛てる文書形態をとっていない。

結論から先取りして言えば、資金融資に関する手永側の上申書は３回提出されている。嘉永５年閏２月、嘉永５年10月、嘉永６年３月の３回であり、嘉永６年３月の「再三奉願覚」において、上申書は初めて奉行に宛てて提出されることになる。そして郡方の部局帳簿「覚帳」も、いわば正式受理となる「再三奉願覚」になって初めて記録する。まず郡代に宛てて申請し、郡方に受理されるための諸条件を詰めるための上申書であったといえる。[史料16] も、もし条件調整が折り合っていれば、宛所の郡代の次に、「御郡方　御奉行中」と書き込まれた上申書が作成されていたはずである。

さて、[史料16] の上申書は、戦前、昭和13（1938）年に刊行された布田保之助の伝記、笹原佗介著『布田保之助惟暉翁傳』にも収載されているが、注目すべき相違が認められる。布田ら３人の差出人のうち、石原武兵衛の名前の下に印判が付されている。また [史料１] の上申書に添付された「矢部手永南手新井手御普請積帳」の４人の差出人のうち、「御普請方受込」石原平次郎の名前の下にも印判が付されている。笹原氏は布田家伝来の古文書をもとに伝記を編纂されたとされており、[史料16] の上申書の原物、あるいは原物に近いものが、惣庄屋・手永会所周辺にあったということである。このことは、事実上の事業申請書が、藩庁部局の奉行に宛てた形式をとっていないこととも符号し、奉行・郡代と手永会所との間で事業実現に向けた事前調整がどのように進められるのかという点についても類推を与える。その意味で次の [史料17] に注目したい。はなはだ長い

史料であるが、労をいとわず全文を示す。

［史料17］

御受申上候覚

矢部手永南手在上畝開御普請ニ付願置候趣御座候処、今度御出在ニ而吹上樋之場所を初、井手筋・開場所等共ニ御見分ニ相成、御普請仕法筋稜々御頭書を以御問合之趣承知仕、左ニ此儀書を以申上候、

一目鑑上吹上樋を居、笹原川者通水致候儀者御試茂有之、吹上之仕法者子細茂無之候得共、三尺四方之操樋三通居、三拾間余之懸渡ニ候得者、水共ニ余程之重ニ相成、橋を押落候歟、或者地震ニ而ゆり崩候儀者有之間敷哉、又者ゆり落候程ニ者至り不申候得共、橋之左右石垣拾間余高有之、地震毎に狂イ、自然と沉込候得者、樋之継手損候儀有之節者如何取扱之仕法相立居候哉之事、

此儀、目鑑橋之上吹揚樋水共ニ者余斗之重りニ而見合茂無御座候得共、砥用目鑑橋見聞仕、重り積立、此節吹上樋之重サ敷石水共ニ積、差引仕候得共、三割程吹樋軽有之、且砥用之橋者拾五間六合ニ而輪石之厚三尺有之、然ルニ今度之吹上台橋者拾弐間ニ而、輪石之厚三尺ニ積申候ニ付、差引割ニして三割程厚ニ強、其上輪石ニ相成候石性茂宜敷有之候ニ付、彼是吹上樋之ためニ橋を押落可申心遣者聊無御座候、且地震ニ而ゆり崩候儀者自余之目鑑橋数多有之、其内ニ者年久敷ケ所茂有之候由ニ候処、近々之地震ニゆり崩候儀者及承候儀無御座候間、心遣者有御座間敷、尤外々之橋ニ異、重強御座候ハヽ丈夫ニ難申上候得共、前文之通却而砥用橋ゟ者軽有之候得者、並之橋茂同然ニ御座候、右左右之石垣高及拾間ニ茂操石詰ニ而御座候得者、地震等節自然と沉込候儀者難斗、纔弐三寸狂候而茂樋之継手狂候間、漆喰詰替可申用心穴二ツ完堀置、自然地震ニ而狂候節者、穴二ツ之内壱ツニ詰方仕可申、詰方ハ一ト継四人ニ而一日ニ詰方出来仕候ニ付、弐十継狂候共、八拾人ニ而一日ニ修覆整申候、自然狂強ク、継手之透目一寸内外茂明候而、漆喰詰出来兼候分者居替、用心樋剪出置、長短何レ之継手ニ茂被取合候様幾ツ茂備置、右之樋上エ太ク仕置候得者、居替者やぎニ而最安ク被取扱可申、養水中二度已上地震ニ

而狂候節者用心漆喰替可申、穴無御座候ニ付、其節者損申候漆喰穴一継四人完ニ而鉄棒ニ而漆喰を突出候ニ付、日数二日ニ者詰替相済候ニ付、田方代白旱ニ至り候儀者有御座間敷奉存知候、

一御入目銭三百弐拾七貫目余之積ニ候処、御普請之規矩合等者是迄之見合を以積立候得共、太造之儀ニ付右積々之内、相減候様之儀者有之間敷哉、目鑑橋并岩石等有之井手筋、難渋之丁場変災差起、自然積前ゟ入増候節者願書ニ相見候通会所引受ニ而、御出方筋者決而願出候儀者仕不申哉之事、

此儀、御普請向之儀福良井手入札御普請之規矩合等を踏、受込共重畳研究仕、積方仕置候得共、積銭及不足候而者難相済と申心持御座候処ゟ自然と積帳出候ニ付、石工共入札ニ至候ハヽ入下可申見込分迄茂積帳ニ内引仕置候ニ付、此上積前之内相減可申見込者付兼申候、自然惣引廻有余ニ相成候ハヽ差寄之修覆料・受込勤料備ニ被仰付被下候様、且目鑑橋積之外自然入増候歟、石手・土手共ニ表ニ顕居候処を以積置候儀、御普請ニ至り厚石堅石ニ変土積石ニ遣候入増、且積外御普請銭都合拾五貫目積ニ加置候儀ニ御座候得共、吹上樋新規事と申壱万六千間余ニ及候間数之井手ニ付、自然御入目銭積前ニ而賄出来兼候節者、福良井手之通御家人継目寸志相倡、御償可奉願、右之取扱及兼候ハヽ会所官銭を以御償奉願、御間御銀出方増者奉願間敷、其段者願書ニ茂顕置候通ニ御座候事、

一養水井手筋之儀者本井手・分水井手等迄ニ者壱万六千八百六拾間余之積ニ有之候処、所柄為弁利上畝願出候儀ニ有之候ニ付、右井手筋村方出夫に而被行候場所者、御郡受之儀者取扱出来間敷哉之事、

此儀、御尤之御儀ニ御座候得共、福良井手ニ仕候而茂発足文化八酉年ニ而御座候処、手永出夫御普請ニ仕候得者、縦横八里五里ニおよび、右出夫規矩合村之貧福・段等差別茂難出来、左候得者下段已下之村々者是ニよつて困究ニ到、零落所者尚更御難題筋を移可申様成行、其所ニおひて何分ニ茂難落着処　三十ヶ年ニ近ク空敷押移申候、田畑之釣合不足御座候所候歟、中嶋村之儀農工を兼、御百姓之風儀茂失、其内ニ者亡所同前之村方茂成立之土台ニ可相成、田畑之釣合御補助筋者御百姓之礎ニ付、御新地之御見合を被為以被下、御間御銭御出方開被仰付被下候様、十三四ヶ年前御内意歎願仕、既八ヶ年前書達茂仕、去ル嘉永二酉年上畝仕立

として御間御銭御出方御免達被仰付被下、誠ニ以難有仕合ニ奉存候ニ者、手永一統ニ出夫之煩労茂無御座、田畑御補助ニ相成、御仁恵過之候儀無御座儀と奉存候、右之次第ニ付、一躰出夫御普請と申候而者何分ニ茂見込無御座候、尤御普請成就之上養水及不足候歟、又者積前ニ而御入目銭及不足候節者一足之儀ニ付、別段出夫可奉願見込ニ御座候、井手下村々者別段ニ而出夫仕之積多御座候間、其儀前奥ニ申上候通ニ御座候、

一田開四拾弐町壱反余之見込ニ候処、其内野開山畑等余斗ニ延畝有之候分者本方之見込を以畝取仕候との儀、御入目銭と徳米之釣合茂有之、無余儀様子ニ候得共、村方ニ者得斗及示諭候上之儀ニ候哉、且上徳米上納上納之場ニ至り兔哉角申出候様之儀有之間敷哉、右等之境者手詰仕、此節村方請書差出候様ニとの御旨之事、

此儀、御尤之御儀ニ奉存候、右躰辛手詰之扱筋者安兼候得共、太略野開苅畑畝者三ヶ壱ニ茂およひ、右之畝方見図帳面畝を以上徳を懸候得者、御入目銭ニ都合難出来処、不得止延畝ニ茂懸米積仕候儀ニ御座候、畑と田之差引者御熟知之通ニ而、其上寒所者尚更風霜共ニ災害薄、跡作茂取増、下方為合ニ相成候ニ付、延畝懸米之取扱筋者初　手詰も仕置候儀ニ御座候、村方之受所茂別紙相添差出申候、畢竟丈夫之開畝しらへ仕候処　徳米釣合兼、右之調茂仕置候事ニ付、追年開畝相増、御入目銭百目ニ付三升七合之外増取立ニ至候ハヽ井手方受込勤料・修覆料共ニ御償被仰付、余米茂御座候ハヽ野開延畝之懸米被施被下度奉願候、

一御普請請出来致候而茂及不足、又者見込之上畝急ニ者開明届兼可申儀茂有之候得共、御入目銭百目ニ而利米三升七合完之処、及不足候節者如何取扱之事、

此儀、養水之儀数千間之井手筋ニ而、分水数十ヶ所有之候ニ付、井手裾之養水無心元処　六七歩之残水受、井手ニ移候仕、且水源者多有之候次第共ニ御見分之通ニ而御座候、自然ニ養水及兼候節者井手下村々ハ素　、一統村々　茂出夫を以助水、堤築立積前之田開畝相減不申様仕可申、且右之開畝竈ニ割、弐反三歩ニ相当候ニ付、年割丈ケ開、応兼候儀者有之間敷、自然ニ年割丈仕応兼、徳米納欠候分者当手永牧野村列上畝出来ニ付、御出方開奉願置、田開初発積　も余斗ニ出来可仕見込ニ付、右徳米

有余之内　取加、積前百目ニ付三升七合完ハ屹ト上納仕せ可申、宜敷奉
願候、

一田開出来之村々、当時迄之田畑何程、且今度田開畝壱竈ニ何程ニ相当候哉、
調方之事、

此儀左之通

一竈弐十六軒		畑村
一田十三町二反九畝	本方	
一畑拾弐町九反九畝	右同	
一同壱町五反六畝廾七歩	諸開	

右見図帳前

一新田開畝壱町九反弐畝三歩

本方諸開共ニ

但、壱竈ニ付七畝拾弐歩

一竈拾五軒		小原村
一田三町八反四畝九歩	本方	
一畑四町四反九畝二十一歩	右同	
一同壱町六反十八歩	諸開	

右見図帳前

一新田開畝二町七反七畝十二歩

本方諸開・空地共ニ

但、壱竈ニ付一反八畝十五歩

一竈二十九軒		田吉村
一田八町八反一畝九歩	本方	
一はた六町七反八畝	右同	
一同八反五畝二十四歩	諸開	

右見図帳前

一新田開畝三町弐反壱畝六歩

本方諸開空地共ニ、

但、一竈ニ付壱反壱畝三歩

一竈拾九軒　長野村
一田五町八反九畝拾五歩　本方
一畑三町九反九畝　右同
一同六反弐畝三歩　諸開
右見図帳前
一新田開畝壱町八反壱畝三歩
本方諸開空地共ニ
但、壱竈ニ付九畝拾五歩

一竈四拾六軒　犬飼村
内拾軒　但、つる村之内犬飼村地受持分
一田六町九反三畝弐拾壱歩　本方
一畑弐拾二町壱反五畝　右同
一同八町三反二畝十八歩　諸開
右見図帳前
一新田開畝弐拾四町三反三畝拾五歩
本方諸開空地共ニ
但、一竈ニ付三反壱畝六歩

一竈四拾四軒　新藤村
一田拾五町六反五畝拾五歩　本方
一畑拾五町三反三畝　右同
一同四町三反九畝二十七歩　諸開
右見図帳前
一新田開畝九町八反七畝弐拾四歩
本方諸開空地共ニ
但、壱竈ニ付弐反二畝十二歩

一竈拾弐軒　　　　　　　　　　　　　　　　　小ヶ蔵村

一田三町壱畝拾五歩　　　　　　本方

一畑三町三反七畝　　　　　　　右同

一同七反八畝　　　　　　　　　諸開

右見図帳前

一新田開畝弐町壱反五畝弐拾七歩

本方諸開空地共ニ

但、壱竈ニ付八反八畝

一竈拾八軒　　　　　　　　　　　　　　　　　白石村

一田三町三畝六歩　　　　　　本方

一畑六町三反五畝　　　　　　右同

一同二町五反九畝弐拾七歩　　諸開

右水帳前

一新田開畝六町弐畝弐拾七歩

本方諸開空地共ニ、

但、壱竈ニ付三反三畝拾五歩

右之通ニ御座候事、

一村出夫を以御普請取扱可申分者何々之稜ニ而候哉之事、

此儀村出夫を以取扱候稜々左之通

一所々橋懸夫

一堀貫所并所々道立

一井手床ニ相成候家小屋引直

一井手筋竹木伐除

一御普請小屋立方夫

一井手并貫口土性試堀

一野水吐御普請助夫

一出役送迎・荷物持夫

一諸仕夫并状持夫

右之通ニ御座候事、

一新井手江通水仕候得者、川下古田養水差障之儀者有之間敷哉之事、

此儀、此節新井手下笹原列三ヶ村懸之養水磧ニ三歩壱分水仕、三ヶニ此節之井手ニ移候共、其已下古田養水ニ差障候儀者無御座候事、

一田開徳米上納之儀者、本畑・野開・空地等共ニ撫反三斗完積ニ相見候処、村々ニ而地味之高下有之、地味居合候上者反増上納取斗之儀者何程ニ有之候哉之事、

此儀、三斗徳米者惣斗を量申候目当之踏ニ而、村々地味異同有之、一村茂同様ニ付、開明相済候処ニ而、地味応シ反別四五反段ニ取分ケ、撫反ニ者満候様可仕、野開苅畑之儀前条之通惣斗引合兼候処　延畝迄懸米仕候ニ付、開増候節者右之反別被弛被下候様奉願候仕合ニ付、撫三斗三升増上納仕候儀者見込無御座候事、

一井手床費地御償米之儀、上徳米相納候迄之儀者如何取斗可申哉之事、

此儀、上徳米納候迄十ヶ年間者手永備諸徳米之内ゟ御償奉願候、尤十ヶ年後者半方荒地起畝米ゟ御償被仰付、残半方之儀者願書ニ内引仕置通開徳米之内より御償被仰付被下候様奉願候事、

一目鑑橋并井手筋手入料、且見打之もの勤料等之儀、産出之仕法筋者如何取斗候哉之事、

此儀、空地并御山藪床、御新地ニ准地底銀取立可申分、并積前ゟ開畝相増候分之徳米、修覆料受込勤料ニ被渡候様開増等無之節者、御家人継目寸志、且会所官銭之内ゟ御備之仕法等可奉願見込ニ御座候、

一空野山立等水懸宜敷、漸々田開ニ相成可申、左候得者竹木草場等難渋ニ相成候哉之儀者有之間敷哉之事、

此儀、場広所柄ニ付、草場難渋ニ相成候儀者無御座、且山林之儀者支無之場所江仕立方仕可申見込ニ御座候、

右稜々御問合之趣、此儀書を以御達仕候通ニ御座候、右者第一惑居申候吹上樋之儀之儀、漆喰継手之仕法共ニ御見分之通御試ニ而、不安意ニ奉存候儀者無御座、井手筋之儀間数者長ク御座候得共、難所と申程之儀も無御座、後難御座候ケ所も相見不申、将又堀貫之儀地中ニ而差斗者難出来候得共、双方之口々多ク、灰石ニ付貫ニ者最上之土性ニ有之、右之内二ヶ所土立ニ付、双方試堀仕候処、是又土性堅有之、追年崩広可申恐有之候、土性茂右之通ニ付御

普請向ニ者惑候儀無御座、万一ニ茂見込ニ違候儀御座候共、聊御損財者奉懸間敷候、願之通御免達被仰付被下候ハヽ、御普請向之儀此上重畳研究仕、請払等入念取扱可申奉存候、徳米上納之儀、此儀書を以申上候通相心得、三升七合之規矩上納者屹ト可仕候間、開増有余御座候節者修覆料受、徳米上納可仕段ハ初発受書も御達申上置候通御座候処、右者小前々々得斗及示諭候上之儀ニ候哉、自然上徳米上納之場ニ至、免哉角申出候様之儀者有之間敷哉、右等之境、猶手詰仕候様御委細被仰付候趣奉得其意候、私共村々手詰仕申候処、右者初発御達申上候通ニ而、本方延畝村毎ニ異同茂可有御座候得共、苅畑野開壱畝、撫有畝三畝も可有御座、左候得者三畝ニ出来米三斗六升程も有之、小前々々為合ニ相成可申候間、開畝有畝三畝を弐畝ニ御極被仰付被下候様奉願置候通被仰被仰付被下候へハ、徳米上納之儀聊無間違上納仕せ可申、為其私共連名、御受書仕上申候、以上、

嘉永五年四月

小ヶ蔵村庄屋
　　弥太郎
犬飼村庄屋
白石
　　宗兵衛
小原村庄屋
田吉
　　平右衛門
新藤村庄屋
　　岩崎清蔵
畑村庄屋
　　甲斐源右衛門
長の村庄屋
　　志賀準平

布田保之助殿

この史料は、先に「史料16」で見た手永会所側からの事業資金融資の申請を受け、「今度御出在」して現地を見分し、じかに事業内容を聞き取った役人が、技

術的にも未曾有の事業についての疑問点と確認点について、事業で通水を受け、巨額の融資を返済する８か村の庄屋が連名で回答したものである。通常、こうした公的融資を受ける事業の場合、受益の対象となり、融資の受益者負担に関係する地域・村・百姓は、いわば事業の負担・リスクに対する請書たる「御受申上候覚」の提出を求められた。本文書は、この請書に相当する。

本事業の場合、「出在」してきた役人は郡代が想定されるが、恐らく郡代は直属の上役を案内してきていたはずである。「出在」した人物は、奉行とみて間違いない。より具体的に言えば、「通潤橋」の命名者である奉行真野源之助が現地に赴いていたとみてよい。したがって「御問合」は、藩庁郡方の部局の長＝奉行じきじきの尋問といえる。通潤橋事業は藩庁郡方の部局帳簿「覚帳」には全く記載されることなく、しかし実質的には実現に向けて踏む出したことになる。

奉行の尋問内容は、①石橋の強度・耐震性、水路（石樋）の強度、特に継目の扱い、②経費削減の余地、追加経費の会所引受け、③普請労働力の「郡受」の余地、④融資返済に対する村方の覚悟、村方請書の提出、⑤村別・竈別開田畝数の調査、⑥新井手の古田への障り、⑦開田徳米の額、⑧井手用地（費地）の償米、⑨眼鑑橋（通潤橋）・井手筋の補修料、などである。①の架橋の技術的な問題、末尾で述べている石樋の継目に使用する「漆喰継手之仕法」など、庄屋だけで回答できるものではないが、庄屋中が回答する形態をとっているところに意味がある。

ところが、本文書との関係で先の『布田保之助翁惟暉傳』には注目すべき史料が収載されている。収載されている文書は、同じ「御受申上候覚」［史料17］と同文であるが、末尾部分が次ようになっている。本文は同文であり、末尾の相違する部分から示す。

（前略、同文）込勤料被渡下、且延畝懸米被下候様被仰付被下度、宜敷被成御達被下様奉願候、村方御受書相添、此段私共連名之覚書を以御達仕候、以上、

嘉永五年四月　　下田作之助
石原武兵衛㊞
布田保之助

野田平右衛門殿

差出の３人は、［史料16］にみた資金融資・事業申請書の差出人である。本文書の末尾には明確に「村方御受書」を添えると書いている。「村方御受書」とは、［史料17］の庄屋請書のことである。「村方御受書」は惣庄屋に宛てて作成され、惣庄屋らの請書は郡代に宛てて作成されているが、郡代は２つの請書を受け取っている。むろん請書の内容はほぼ同文であることからみても、２つの請書は別々に作成されたのではない。惣庄屋ら会所幹部と関係８か村の庄屋が集まり、同文の事業に関わる２通の請書を作成し、それぞれの差出人と宛所を書き入れ、郡代に手渡したものといえる。惣庄屋らの請書は主に事業の技術的な見通しを、庄屋らの請書は、事業に対する村方の合意、開田の状況、融資に対する返済の確約などに対応したものといえる。庄屋請書の意義は、事業技術担当者でないと説明できない技術的な条項を含めて、請書全体が関係村々の庄屋中によって作成された形態をとり、庄屋自らが記録する「南手新井手記録」に掲げられているということである。事業の技術的な部分については惣庄屋ら会所側が文案を作成したとしても、会所側と関係庄屋中が共同して文案を作成し、技術的なものを含めて、事業全体に庄屋中が責任をもったことは、改めて注目される必要がある。

先に中山手永中間村での事業に対する村方騒動にみたように、公共的な事業でも村方によって歓迎されない側面もある。２つの請書は、惣庄屋を中心とした会所主導の事業が、村方の十分な合意と主体的な協力のもとで実現に向かっていたことを示すものである。この２通の請書をもとに藩庁郡方では事業認可に向けて審議し、会所側から融資計画の見直し案も出され、表３にみるように、嘉永５年11月16日の奉行通達で橋本体の着工が正式に認可される。しかし、郡代を経て郡方の奉行に提出され、部局稟議の起案書となる上申書は存在せず、「覚帳」にも収載されていない。「覚帳」が本事案の記事を収載するのは、次の史料が最初である。

[史料18]

「四」(朱書)

再三奉願覚

一銭三百弐拾壱貫百八拾弐匁五厘

但、南手在小原村列并畑村ニ而御郡方御出方開新井手御普請銭奉願候一紙前、御銭百目ニ付三升九合上納ニ相当申候、

内

八拾七貫八百弐拾五匁三分五厘

但、笹原磧口ゟ轟川吹上際迄御普請御入目銭御郡方御出方奉願候分、

九拾三貫七百七拾六匁六分五厘

但、目鑑橋并吹上樋御入目銭引請拝借を以御普請被仰付被下候様奉願候分、

百三拾九貫五百八拾目五厘

但、小原村以下本井手・分水井手御入目銭共ニ目鑑橋吹上出来之上御出方被仰付被下候様奉願候分

右者、南手在上畝物等御仕立として御郡方御出方開御普請被仰付被下候様、去二月奉願置、去十月口立之通磧口ゟ吹上樋際迄八拾貫目余御出方被仰付被下、目鑑橋吹上樋九拾三貫目余者引請拝借を以御普請被仰付被下、吹上無異儀南手ニ通水仕候ハヽ吹上御入目銭茂直ニ御出方ニ直被下、其以下百三拾貫目余御出方御普請被仰付被下候様、万一吹上橋等被行兼候節者、磧口　吹上際迄八拾貫目余之儀者、畑・轟・相原・田吉四ヶ村ニ而上畝物八町余開明、右之徳米を以御銭百目ニ付三升七合之徳米上納仕せ可申、橋并吹上樋御入目銭九拾貫目余之儀者当会所官銭十五ヶ年賦返納ニ被仰付被下候様奉願置候処、去十一月御免達被仰付、誠以難有仕合ニ而一刻茂取懸、当秋下橋取立、春水前ニ者成就仕せ申候積合ニ而、去十二月より取懸申候得共、御銭之儀者於御間茂御用繁多之折柄ニ付、御出方目当を以内輪借替等仕置、先月ニ至御銭願下之手数仕候処、御免達ニ者被為及候得共、御間御銭御出方与申ニ至り被為兼候旨御内意之趣奉得其意候、然処去冬御免達之御書面ニ願之通御免被仰付被下との御文意之儀、御入目銭三稜ニ引分奉願候通御免被仰付被下候儀と而已奉拝見候処　右之通去十二月初より取懸、

御普請之儀者此節茂御見分被仰付被下候通ニ而、井手筋者磧口　吹上場所迄三千弐百間之内千五百間程成就仕、橋際茂根石者居込、輪石茂余程伐出置、御取畳ニ相成候而者無益之失費ニ相成、第一村々競立居候人気忽ニ拒ケ、如何成行可申哉与難落着、何共当惑至極差迫候次第ニ御座候、内情右之次第と者乍申、右ニ付此節御内意之御趣旨奉拝聴候得者、再願之主意を押立、再三奉願候儀者恐多奉存候間、先百貫目引請拝借被仰付被下候様、引当ニ者当会所御殖銭を以当分御買上之地面徳米しらへ別紙目録前之通差出置可申候間、何卒被為拝借被下候様、御普請丁場仕寄ニ応吹上樋迄ニ稜合高此節拝借奉願候、残分者追而拝借可奉願候間、宜敷被仰付被下候様、左候而磧口以下井手筋を初、吹上樋共ニ出来仕、南手ニ通水仕候ハヽ前条拝借銭者御出方ニ直被下、其以下御普請銭百三拾貫目余共ニ悉皆御郡方御銭御出方被仰付被下、御郡方御出方開ニ被仰付被下候様、去二月書附御達申上置候通、積前ゟ御入目銭張出候分者於所柄償之仕法奉願、御間御出方増者奉願間敷、上畝物之儀茂初発御達申上置候通年割を以開明、徳米上納可仕、委細先々書面之通、南手在過之候御救立者無御座、零落所成立基本ニ相成候御仁筋ニ付、御慈悲之筋を被為以被下、御出格之御参談被仰付、奉願候通被仰付被下候様、乍恐れ幾重ニ茂宜敷奉願候、此段私共連名之覚書を以奉願候、

嘉永六年三月

間部市太郎㊞
石坂禎之助㊞
石原武兵衛㊞
布田保之助㊞

上妻半右衛門殿
御郡方
御奉行衆中

「再三奉願覚」とあるごとく、手永側からの３度目の上申書であるが、今回は郡方の奉行に宛てている。それは、２回目の嘉永５年10月の上申書（「奉願覚」）によって資金融資の合意が出来、同年11月16日付で橋本体の工事着工を認める奉行達書が出されながら、約束の資金融資がなされなかったことによるが、より正

確に言えば、３回目の上申書によって、「御郡方　御奉行中」を宛所とすることができるだけの郡方・郡代と会所側との政策調整、事前すり合わせがなされたことを意味する。本文書に示されているごとく、手永側は２回目の上申書において、資金融資を、①取水口から目鑑橋（通潤橋）架橋地までの水路開削費87貫余、②目鑑橋建造費93貫余、③台地の入水地域への水路建設費139貫余、以上の３つに分け、①については、この水路で開く田地の収益で返済する、問題の②については、工事が万一失敗した場合、「会所官銭」（手永会所の備蓄米銭＝「諸御用米銭」）で年賦返済する、③については、目鑑橋・吹揚樋が成就したうえで拝借するという提案をしていた。ところが藩庁郡方からの融資が進まず、「再三奉願覚」の提出となる。

本上申書において、手永側は、資金融資のガードが固い郡方に対し、引当として会所買上げの土地の徳米を示し、銭100貫の融資を求める。ここに至って郡方は申請事案を正式に部局審議に上げ、「覚帳」の記載するところとなる。ここには示していないが、上申書のあと、引当となる会所の買上げ土地リストの綴りと続き、そのあとに郡方の審議・審議結果、奉行名による達書が書き継がれている。

ところで、３度目の上申書「再三奉願覚」は、注目すべき形態をとっている。この上申書は６枚の料紙からなるが、「覚帳」全体を綴じている２か所の綴じ紐の間から６枚の料紙を綴じた紙縒りの紐が確認できる。引当の土地目録も同様の形態をとっている。農村を調査すると、寛政期以降、特に文化・文政期以降、農村部で地方文書が増大し、料紙が複数枚に及ぶ文書は、概ねこうした綴り形態をとっている。庄屋文書などに数多く存在する願書・伺書なども、同様の形態である。

「再三奉願書」は、農村部でさかんに取り交わされ、また上申されていた文書形態が、そのままの形で郡方の部局帳簿「覚帳」に綴じ込まれているのである。通潤橋のような巨大事業から、百姓個人レベルの課題まで、「覚帳」は、農村社会の様々なレベルで作成される願書・伺書の類いの上申文書が、受理されれば、そのままの形で部局稟議の起案書となり、そのままの形で「覚帳」に綴じ込まれる行政段階になっている。

おわりに

熊本藩の藩庁（奉行所）郡方の部局帳簿「覚帳」は、部局としての独立性が薄い、初期の奉行所一局的な時期を含めると、細川氏の小倉時代、元和・寛永期（1615～）から明治初年に至る長期系統的な民政・地方行政関係記録であるが、その形態は、藩主忠利の親裁体制に対応した元和・寛永期を除くと、宝暦期（1751－64）の藩政改革期を経た明和期（1764－72）に大きく変容する。

「覚帳」に農村社会からの上申文書を記録するようになり、「覚帳」の記録が、部局（郡間）における上申事案の審議・審議結果、奉行による決議通達という上申文書の行政処理に関する記載で占められるようになる。むろん、それ以前にも上申事案の行政処理は「覚帳」にある程度みられるが、明和期になると、「覚帳」の大部分が上申事案の行政処理で構成されるとともに、上申文書そのものと、その行政処理過程を記録するようになる。そして寛政期（1789－1801)、寛政末年になると、「覚帳」は注目すべき形態変化を遂げる。上申文書の原物が「覚帳」に綴じ込まれ、上申文書の最後の料紙から部局の審議・決議を書き継ぐ行政処理方式へと移行することである。つまり、部局が、農村社会からの上申事案を受理すると、上申文書を起案書とした稟議制的な行政処理方式が展開し、「覚帳」を構成するようになる。

農村部の地方文書を調査すると、寛政期以前の文書は少なく、文化・文政期（1804－30）以降、地方文書は急速に増大する。「覚帳」の形態変化と地方文書の急速な増大は相対した動きである。藩行政は、農村社会の行政ニーズ、課題・事業提案、政策提案を取り込み、その行政処理と許認可・人事・褒賞に役割を特化させ、総体として行政管理の強化を志向するようになる。

こうした藩行政の変化は農村社会の文書量を飛躍させ、多様な様々なレベルの上申文書を生むが、こうした上申文書が一律に藩行政、藩庁部局を志向したのではない。むしろ志向していない。19世紀の厖大な水利・土木事業のなかで、巨大な事業となる通潤橋による遠隔通水事業も、「覚帳」に反映されるのは事業の着工段階である。「覚帳」に綴じられている通潤橋事業の上申文書は、当時の地方文書に数多く存在する数枚の料紙を袋綴じにして紙縒りで綴じたものである。「覚帳」には、上申されたそのままの形態で綴じ込まれている。19世紀の藩領社

会はこうした行政段階に到達していた。

さて、このように藩領社会からの上申文書が藩庁部局に上申され、部局の稟議処理の起案書として機能するようになると、藩庁の文書管理にも大きな変化をもたらす。寛政期以前、上申案件を処理するにしても、部局の審議結果は上申文書に「付紙」にして郡代に返却される。「覚帳」は上申事案の行政処理の過程を記録するだけであるが、上申文書そのものを起案書として扱うようになると、受理に至らない文書を含めて郡方に集まる文書量は飛躍したはずである。

そこに「覚帳」の年度別・郡別編成、事案ごとに関係文書を集積した一件文書、特別・特化事案を系統的に集成した「覚帳」特集版の編纂、「覚帳」一冊の通し番号、通しの整理番号、整理番号に対応した「覚帳目録」「覚帳頭書」の作成など文書管理の高度化を招来させる。寛政末年以降、文化・文政期に高度化した文書行政・文書管理は明治初年に至るまで基本的に変化はない。

表１．惣庄屋内田太右衛門中山手永在任期の水利・土木事業一覧

工事年・月	工 事 種 類		関 係 内 容	対 象 村
文化 9・2	石磧	1ヵ所	用水懸9町余	下郷村
9・8	〃	1ヵ所	〃 2町余	中小路村・有安村
文化 10・2	荒地開明	4反9畝12歩	手永寄夫	糸石村
10・2	石刎	1ヵ所		〃
10・2	石垣	36間		〃
10・2	〃	26間		
10・4	石磧	1ヵ所	用水懸25町程	上安見村・下安見村
10・8	〃	1ヵ所	〃 9町1反余	上糸石村
10・11	荒地開明	3反1畝	手永寄夫、窮民御救御備	椿村
10・11	井戸	2ヵ所		巣林村
文化 11・1	新堤	1ヵ所		佐俣村
11・1	磧所	1ヵ所		〃
11・1	古井手浚	1230間		〃
11・1	石垣	4ヵ所		〃
11・1	石橋	1ヵ所		上安見村
11・3	荒地開明	1反2畝6歩	手永寄夫、御救恤備	萱野村
11・3	石磧	1ヵ所	用水懸25町	上糸石村
11・3	〃	1ヵ所	〃 1町余	〃
11・3	〃	1ヵ所	〃 4町6反余	〃
11・3	〃	1ヵ所	〃 9町5反余	巣林村
11・3	〃	1ヵ所	〃 6町6反余	〃
11・3	〃	1ヵ所	〃 2町3反余	下糸石村
11・3	〃	1ヵ所	〃 3町余	中間村
11・3	〃	1ヵ所	〃 6町5反余	上安見村・下安見村
11・8	堤建井樋	1艘		上安見村
11	開明	3反8畝24歩	古堤塘方開明、御救恤御備	
文化 12・1	道筋	734間		上郷村
12・2	堤建井樋	1艘		下安見村
12・2	〃	1艘		〃
12・2	〃	1艘		巣林村
12・2	〃	1艘		〃
12・2	〃	1艘		〃
12・2	〃	1艘		大沢水村
12・2	〃	1艘		佐俣村
12・2	〃	1艘		〃
12・2	堤底井樋	1艘		巣林村

工事年・月	工 事 種 類	関 係 内 容	対 象 村
文化 12・2	新堤 1ヵ所	費地4反3畝12歩、郡中寄夫	中間村
12・2	新井手 2500間余	石井樋121間、貫井手173間	〃
12・2	新堤 1ヵ所	用水懸15町、費地4反3畝24歩	糸石村
12・2	浚堤 1ヵ所		上安見村
12・3	新堤 1ヵ所	用水懸8町余	下上郷村
12・3	〃 2ヵ所	〃 2町余	下安見村
12・3	〃 1ヵ所	費地8反9畝12歩	中間村
12・3	浚堤 1ヵ所		木早川内村
12・4	新井手 1500間		坂本村
12	〃 529間		糸石村
12	開明 5反8畝12歩		
12	〃 2畝3歩		
12	〃 9歩		野中村
12	〃 6畝15歩		
12	〃 7畝24歩		野中村
12	〃 1畝		払川村
12	〃 1畝		〃
12	〃 2畝11歩		椿村
12	〃 4畝15歩		〃
文化 13・2	堤建井樋 1艘		上安見村
13・3	〃 1艘		上糸石村
13・3	〃 1艘		下郷村
13・3	石井樋 1艘		巣林村
13・3	荒地開明 1反4畝6歩	手永寄夫	椿村
13・3	浚堤 1ヵ所	用水懸13町余	巣林村
13・8	石刎 1ヵ所		小莚村
13	開明 田2反5畝18歩	御救恤御備	
13	〃 6反2畝24歩		
13	〃 2反6畝15歩		
文化 14・1	堤掘添・浚方 1ヵ所	用水懸3町	今村
14・2	荒地開明 5畝6歩		神薗村
14・3	石垣 220間		岩下村
14・3	新堤 1ヵ所		糸石村
14・3	石井樋 1艘		馬場村
14・3	井手筋浚方 373間	用水懸10町2反余	堅士田村
14	開明 2反2畝24歩		
14	〃 1畝9歩		

工事年・月	工 事 種 類	関 係 内 容	対 象 村
文化 14	開明　　1反2畝6歩		
14	〃　　1反15歩		
14	〃　　1反1畝12歩		大沢水村
14	〃　　3畝		岩下村
14	〃　　6畝		〃
14	〃　　1畝		坂貫村
文化 15・2	荒地開明　田2反2畝6歩	手永寄夫	糸石村・巣林村
15・2	石刎　　1ヵ所		小莚村
15・2	新井手　132間		椿村
15・2	堤建井樋　1艘		下上郷村
15・3	石刎　　1ヵ所		有安村
15・3	新堤　　1ヵ所	用水懸2町3反余	出目村
15・3	干出掘方　326間		糸田村
15・4	石刎　　2ヵ所		上糸石村
15	開明　　1反3畝18歩		
15	〃　　1反5畝3歩		
文政 1	開明　　1反7畝24歩		
1	〃　　1反3畝6歩		払川村
1	〃　　5畝6歩		〃
1	〃　　2畝		〃
文政 2・2	道筋　　49間		小田尾村
2・3	新井手　1269間		中小路村
2・3	新堤　　1ヵ所		馬場村
2・3	新井手　200間		
2・3	〃　　1503間	用水懸13町	萱野村
2・3	〃　　290間	〃　4町5反	小莚村
2・4	新堤　　1ヵ所	〃　15町余	西神園村・池田村・高木村
2・9	土橋　　1ヵ所		今村
2・9	新道　　32間		
2・9	土橋（二俣橋）		小莚村・佐俣村
2・9	新道　　171間		
2・9	石垣　　31間		
2	開明　　5畝		
2	〃　　2反3畝21歩		
2	〃　　15歩		野中村
文政 3	新井手　253間		大沢水村

永青文庫蔵「町在」による。

表2．三角浦村・長浜村零落救済・復興助成関係一件文書の構成

年　月　日	通し番号・文書名	差出順序	年月日順番号
文化12年10月	①無題（惣庄屋回答書）	惣庄屋→郡代→奉行	16
文化12年９月10日	②無題（奉行達書）	奉行→郡代	13
文化12年２月	③「御内意之覚」	郡代→奉行	6
文化12年10月	④「郡浦手永三角浦・長浜御救頭之書」	郡方	16
文化12年正月	⑤「奉願覚」	惣庄屋→郡代	3
〃	⑥「乍恐奉願覚」	惣庄屋→郡代	3
文化12年12月	⑦「覚」	惣庄屋→郡代→奉行	19
〃	⑧「覚」	惣庄屋・山支配役→郡代→奉行	21
文化12年12月16日	⑨無題（奉行達書）	奉行→郡代	20
文化13年正月	⑩「奉願覚」	惣庄屋→郡代→奉行	23
文化12年４月	⑪「覚」	郡横目→郡方	11
文化13年１月晦日	⑫無題（奉行達書）	奉行→郡代	25
文化12年３月	⑬無題（惣庄屋回答書）	惣庄屋→郡横目	7
〃	⑭無題（惣庄屋回答書）	惣庄屋→郡横目	7
〃	⑮「御受申上覚」	三角浦村庄屋・頭百姓→惣庄屋→郡代	7
文化11年６月	⑯「覚」	三角浦村庄屋・百姓中→惣庄屋→郡代	1
文化11年９月	⑰「覚」	長浜村庄屋・百姓中→惣庄屋→郡代	2
文化12年３月	⑱無題（難渋者名附并願筋）	惣庄屋→郡横目	7
文化12年正月	⑲「乍恐奉願覚」	三角浦村庄屋・頭百姓→惣庄屋→郡代	3
文化12年４月	⑳「覚」	郡横目→郡方	11
文化12年９月	㉑「御内意之覚」	郡目附付横目	14
〃	㉒「御内意之覚」	郡目附付横目	14
文化12年11月	㉓無題（奉行達書）	奉行→郡代（未通達）	16
文化13年正月16	㉔「御請申上覚」	郡浦会所役人→惣庄屋→郡代	22
〃	㉕無題（庄屋請書）	郡浦手永庄屋中→惣庄屋→郡代	22
文化13年２月	㉖「覚」	惣庄屋→郡代→奉行	26
文化13年６月	㉗「奉願覚」	惣庄屋→郡代→奉行	29

永青文庫蔵「覚帳」による。

表３.「南手新井手記録」の文書構成

年　月　日	文　書　名	差出順序
嘉永５・閏２	「奉願覚」	惣庄屋・郡代手附横目→郡代
５・閏２	「矢部手永南手新井手御普請積帳」	普請方受込、矢部手永手代・下代・手代添口→惣庄屋
５・４	「御受申上候覚」	関係８ヵ村庄屋→惣庄屋
５・４	「覚」	惣庄屋→郡代
５・４	「吹上樋仕法書覚」	惣庄屋→郡代
５・４	「奉願覚」	郡代手附横目・山支配役(2)・惣庄屋→（郡代ヵ）
５・９・７	（郡代差紙）	郡代→惣庄屋・郡代手附横目
５・10	「奉願覚」	塘方・郡代手附横目(2)・惣庄屋→郡代
５・10	「矢部手永南手村々新井手立ニ付目鑑橋并板樋吹上一冊積帳	普請受込・手代・手代添口→惣庄屋・郡代手附横目・塘方
５・10	「奉願覚」	惣庄屋・山支配役・郡代手附横目・塘方→郡代
５・11・16	（奉行通達）	郡方奉行中→郡代→惣庄屋→関係８ヵ村庄屋
５・11・20	（差紙）	惣庄屋→入佐村庄屋・笹原村庄屋
５・11・20	（差紙）	惣庄屋→笹原村庄屋
５・11・20	（差紙）	惣庄屋→津留村・目丸村・菅村・相原村・轟村・下市村各庄屋
５・11・20	（差紙）	惣庄屋→津留村・目丸村・菅村・相原村各庄屋
－	「目鑑下橋大工山師見込積之覚」	
５・12	「覚」	
５・12・12	（郡代差紙）	郡代→惣庄屋・郡代手附横目・塘方助役
５・12・12	（郡代差紙）	郡代→惣庄屋→手代・手代添口・下代他
６・２	「奉願覚」	惣庄屋→郡代
６・３	「再三奉願覚」	惣庄屋・郡代手附横目・塘方助役→郡代
６・４・10	（奉行通達）	郡方奉行中→郡代→惣庄屋
６・５・12	（差紙）	惣庄屋→（会所役人）
６・８・２	（奉行通達）	郡方奉行中→郡代→惣庄屋
６・12	「覚」	惣庄屋・郡代手附横目・塘方助役→郡代→郡方奉行中→郡代→惣庄屋
７・３・11	「此節新井手筋費地手上しらへ田畑出来見込」	会所見習金太郎
７・８・12	「井手下庄屋中申談頭書」	
－	「入替見扠」	

年　月　日	文　書　名	差出順序
嘉永７・８・12	「南手井手下夕庄屋中御用談頭書」	
―	「入替り見聞」	
７・８・12	「南手井手下庄屋中御用談頭書」	
７・９・11	（奉行通達）	郡方奉行申→郡代→布田保之助・郡代手附横目
７・10・12	「覚」（達書）	
７・10・12	「覚」（達書）	
７・11・17	「覚」	白石・犬飼村庄屋→普請方
７・11	「覚」	井手下村々庄屋共→惣庄屋
７・11	「奉伺覚」	南手新井手下村々庄屋共→惣庄屋
７・11・25	「覚」（「庄屋中取行筋精書」）	
７・11・29	（差紙）	小原・田吉村庄屋→新藤村・小ヶ蔵村・白石村・牧野村庄屋中
７・12	（普請・造用割付） （以下、「新井手壱巻仮写」）	
７・８	「乍恐奉願覚」	惣庄屋・郡代手附横目・塘方助役→郡代
７・８	「覚」	会所手代・下代・手代添口・会所詰→惣庄屋・郡代手附横目・塘方助役
７・８	「覚」	惣庄屋→郡目附付横目
７・８	「覚」	惣庄屋・郡代手附横目・塘方助役→郡目附付横目
７・８	「奉願覚」	惣庄屋・郡代手附横目・塘方助役→郡代→惣庄屋・郡代手附横目中
７・８	「奉願覚」	惣庄屋・郡代手附横目・塘方助役→郡代
７・８	「奉願覚」	惣庄屋→郡代
７・８	「覚」	惣庄屋→郡代
７・８	「覚」	惣庄屋→郡代
７・８	「覚」	在御家人（御留守居御中小姓列）→郡代
７・８	「井手下村々開畝一紙」	
７・８	「覚」	惣庄屋→郡代
７・８	「覚」	惣庄屋
７・８	「覚」	
７・９・10	「覚」	惣庄屋→会所詰・小頭
７・11・27	（新井手下上畝物等開明請持書付）	惣庄屋→目鑑橋受込
７・11	「覚」	（惣庄屋→郡代）
７・11	無題（奉行通達）	奉行→郡代
７・12	「覚」（本井手間数の覚）	（惣庄屋→郡代）
安政２・３	「覚」（庄屋中申談頭書）	南手井手下村々庄屋共→惣庄屋

年　月　日	文　書　名	差出順序
安政2・4・2	「卯四月二日井手下村々庄屋中申談シ頭書」	井手下村々庄屋中
2・6	「覚」（分水・吐口の覚）	惣庄屋→井手下村々庄屋中
2・8	「覚」	井手下村々庄屋共→惣庄屋
2・8	「覚」	犬飼・白石村庄屋→惣庄屋
2・5	「覚」	新井手普請目鑑橋受込共→惣庄屋
2・6	「覚」	
2・7	「覚」（資金調達書付）	
2・7	「覚」	
2・8	「覚」	
2・7	「覚」（新田開書付）	
2・8	「覚」（資金書付）	
3・2・18	無題（惣庄屋通達）	惣庄屋→南手新井手下庄屋中
―	「覚」	
3・1	「奉願覚」	惣庄屋→郡代
3・1・晦	無題（奉行通達）	奉行→郡代→惣庄屋
―	無題（通潤橋命名書）	奉行
3・2	「覚」（井手間数書付）	惣庄屋→郡代
2・12	「覚」（上益城郡惣庄屋中連名覚書）	上益城郡惣庄屋中→郡代
3・3・21	無題（惣庄屋通達）	惣庄屋→南手新井手下村々庄屋中
3・2・20	「覚」（惣庄屋通達）	惣庄屋→南手新井手下村々庄屋中
2・11	「矢部手永南手新井手御普請銭仮御算用帳」	御用懸・受込中→惣庄屋・郡代手附横目、他→郡代
3・1・17	「覚」	惣庄屋→南手新井手下村々庄屋中
3・5・6	無題（辞令）	惣庄屋
3・9・21	無題（城山御連枝様小立書付）	御小立請在御家人
3・11・3	差紙	郡代
3・11	「覚」	井手下庄屋共→郡代
3・12・19	「辰十二月庄屋中会談頭書」	
4・1	「井手下村々庄屋中申談頭書」	南手井手下村々庄屋中→惣庄屋
4・7・16	「申談頭書」	
4・5・28	「巳閏五月廿八日申談頭書」	本井手下村々庄屋中→御会所
4・7・25	「巳七月廿五日吹上所申談頭書」	本井手下村々庄屋中→惣庄屋
4・12	「新田当年出来籾見込調」	惣庄屋→井手下村々庄屋中
5・1・7	無題（惣庄屋達書）	惣庄屋→井手下庄屋中
5・1	「申上覚」（「午正月七日吹上所申談頭書」）	本井手下村々庄屋共→惣庄屋
5・1	「覚」	井手下村々庄屋共→惣庄屋
5・1・11	書状	会所御免方→井手下村々庄屋衆中

年　月　日	文　書　名	差出順序
安政5・2・9	無題（惣庄屋達書）	惣庄屋→井手下村々庄屋中
5・4	「井手神祭并諸取斗稜々年番記録写」	南手井手下村々庄屋共→惣庄屋
5	「所々米初懸差出可申候分」書付	
5・12・2	「覚」（野開徳米）	
5・4	「四月廿五日吹上所申談頭書」	井手下村々庄屋共→惣庄屋
5・4	「覚」	南手井下村々庄屋共→惣庄屋
3・5	「奉伺覚」	南手井手下村々庄屋中→惣庄屋→南手村々庄屋中
2・1	「覚」（通潤橋寸法書付）	
3・12	「覚」（殿様御覧の絵図書付）	惣庄屋
—	「井手惣数一紙之東」	
4・12	「奉願覚」	惣庄屋→郡代
—	「覚」（拝借銭元利差引き書付）	
	「安政五年午秋出来米調」	
6・5・3	「安政六未五月三夕大雨ニ而崩」	
6・9	「奉願覚」	田吉村庄屋→惣庄屋
—	（新田開徳米上納の覚）	
万延1・5	「覚」	井手下村々庄屋中→惣庄屋
慶応2・10・23	辞令	惣庄屋→小原村庄屋
明治1・10	「覚」	南手井手下村々庄屋→惣庄屋
明治1・10	「覚」	南手井手下村々庄屋→惣庄屋

「南手新井手記録」による。